

令和5年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年3月9日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 高橋知子 | 2番 | 瀬川照司 |
| 3番 | 飯尾龍也 | 4番 | 片岡孝一 |
| 5番 | 高橋時男 | 6番 | 高橋勇樹 |
| 7番 | 今枝和子 | 8番 | 高田浩視 |
| 9番 | 河村志信 | 11番 | 鏝本規之 |
| 13番 | 臼井悦子 | 14番 | 道下和茂 |
| 16番 | 大西徳三郎 | | |

欠席議員（なし）

欠員（3名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---------------|------|--------|------|
| 市長 | 藤原勉 | 副市長 | 大野一彦 |
| 教育長 | 川治秀輝 | 総務部長 | 原誠 |
| 企画部長 | 高橋誠 | 市民環境部長 | 村澤勲 |
| 健康福祉部長 | 小椋真二 | 産業建設部長 | 高木孝人 |
| 林政部長 | 高井和之 | 上下水道部長 | 谷口博文 |
| 教育委員会 事務局長 | 青山英治 | 会計管理者 | 瀬川清泰 |

本会議に職務として出席した者の職、氏名

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 内藤睦雄 | 議会書記 | 大久保守康 |
| 議会書記 | 山本憲 | 議会書記 | 後藤謙治 |

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

ただいまの出席議員数は13人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

なお、録画放送のため、議場内において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

また、体調管理のため、水分補給をする飲料の持込みを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

それでは、一般質問を行います。

1番 高橋知子さんの発言を許します。

高橋さん。

○1番（高橋知子君）

通告に従いまして、順次質問させていただきます。

主に2つの質問を予定しています。

最近はすっかり暖かくなって、ミモザの花もきれいに咲いていますが、1つ目の質問は、本巢市第4次男女共同参画プランについてです。

昨日3月8日は、ちょうど国連が定めた国際女性デーでした。昨今、女性の活躍が叫ばれてはいますが、現状、日本のジェンダーギャップ指数の世界順位は毎年下位、本巢市でも女性管理職や女性議員の数は男性の数とは比較になりません。こんなことはどうの昔から言われていることなのに、日本のジェンダーギャップ指数の順位は全然上がりません。あらゆる感覚で世の中の全てに染みついて、こびりついて、それが不平等であることにも気づかないほどです。

例えば、分かりやすいのが名前の名字ではないでしょうか。今、選択性夫婦別姓なども言われていますが、結婚したときに、何のためらいもなしに、当たり前男性の姓になる夫婦が何と多いことでしょうか。なぜ男性の姓に、ここにいらっしゃる皆さんにもお尋ねしたいぐらいです。なぜ奥様の姓にしなかったのですか。どっちでもいいじゃないですか。でも、どっちでもいい夫婦は大抵男性の姓になっています。そのことについて、どれほど夫婦で話し合いが持たれたのでしょうか。そして、今生まれたばかりの赤ちゃんの名前をつけるときでさえ、女の子は結婚してから名字が変わるからねなんてことを言いながら名前をつける若い御夫婦。平成28年の厚生労働省の調べでは、婚姻

後に姓を変える96%は女性だそうです。御自分の名前を変えることに、一々不平等だとは思っていない方が多いのかと思います。

本巢市では、現在ちょうど第4次本巢市男女共同参画プランの策定中です。内閣府によると、男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会とあります。そもそも男女に限らず、あらゆる性に関わらず、それを理由に対等の立場を侵すことは絶対にあってははいけません。

そして、そんな国の指針を受け、地方公共団体の果たす役割は主に2点。基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むこと、地域の特性を生かした施策の展開をすることとなっています。あらゆる性に関わらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍する社会になるための行動を起こせば、職場に活気が出て家庭生活が充実し、地域力が向上すると国は言っています。

本巢市でも、単なるプランで終わらせず、現実的に女性の権利、政治、経済分野への参加を促進するため、改めて本巢市の現状と方針について質問します。

本巢市の男女共同参画プランの趣旨と、このプランにより本巢市の目指す方向性についてお聞きします。お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

男女共同参画プランは、平成11年6月に施行されました男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき策定するもので、本市においては、平成16年2月町村合併以降、3次にわたり策定しております。国際的には、平成27年に国連サミットにおいて採択されました持続可能な開発のための開発目標（SDGs）では、「ジェンダー平等を実現しよう」が目標の一つとして掲げられるなど、男女共同参画社会の実現に向けた社会全体の動きは着実に進められております。

本市における男女共同参画プランにつきましては、女性の活躍を特に重要な目標に定め、仕事と家庭の両立ができる社会環境や雇用環境の整備など重点的に進める趣旨の下、平成29年度に策定しました第3次本巢市男女共同参画プランにおいて「男女がともに参画し、能力が発揮できるまち」を基本理念に、「男女共同参画社会を目指した意識づくり」「あらゆる分野への男女共同参画の推進」「家庭生活と他の活動の両立支援」を基本目標とし、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

これまでの取組により、市民の男女共同参画に対する意識は徐々に浸透しつつありますが、昨年8月に実施しました市民意識調査では、男は仕事、女は家庭がよいという固定的な性別による役割分担意識や、性差に関する無意識の思い込みがまだまだ強く残るなど、解決すべき課題が残っていることも分かりました。

なお、本年3月末に第3次プランの計画期間が満了することを迎えることから、市民意識調査の結果や、こうした社会情勢等を踏まえた、新たに令和5年度から令和11年度を計画期間とします第4次本巢市男女共同参画プランの策定を進めているところであります。第4次プランでは、第3次プランの内容を継承しつつ、「男女共同参画社会を目指した意識づくり」「誰もが活躍できるまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を基本目標とし、性別による固定的な役割分担意識の見直しやSDGsの視点に立った男女共同参画の推進、女性の希望に応じたキャリアアップ支援や生涯を通じた健康支援など、本プランの基本理念である「男女がともに参画し、能力が発揮できるまち」の実現に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○1番（高橋知子君）

ぜひ推進していただきたいと思います。

さて、第4次本巢市男女共同参画プラン策定に当たり、昨年末から1か月間ほど本巢市のホームページでパブリックコメントが募集され、今はその結果がホームページに載っています。そちらにも書かれていましたが、市職員の管理職に占める女性の割合が6年間を通してほぼ変化がないのはなぜか、もっと上を目指すべきではないのかとありました。

そしてちょうど1年前、飯尾議員の一般質問でも同じような質問がされ、それに対して執行部は、女性の管理職を増やし、多様性のある組織をつくることは、女性の視点によるきめ細やかな政策の実現や行政サービスの質の向上のため大変重要。これまでも女性職員が活躍できるよう、様々な研修の機会を提供するなど環境づくりに取り組んでまいりましたが、今後もキャリアアップ研修などの実施のほかにも、事業の中核部分へ女性職員を配置するなど、女性が活躍できる職場状況を整えることで男性と同様に仕事への意欲を高めることにつなげていき、活躍する女性職員を育てていきたいとお答えになっています。

そのとき、令和3年4月1日時点で、幹部の課長級以上の管理職職員は男性職員が33人に対して女性職員は8人、率で19.5%とおっしゃっていましたが、課長の中には幼稚園の園長先生も含まれており、実際市役所に勤務されている部長はゼロ人、課長も本当に少ないのを覚えています。そして、現在はさらに少ない。

そこで質問します。

現在の本巢市の女性管理職の数が少ない要因、特に部長職に女性が一人もいないことの要因は何でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、現在の女性管理職の登用につきまして説明させていただきます。

令和4年4月1日現在、女性の管理職、課長相当職以上の女性職員の登用率は15.4%であり、男性33人に対し、女性は6人です。その内訳は、一般行政職の課長職が1名、保育士・幼稚園長が5名となっております。

議員御質問の女性の管理職の数が少ない要因でございますが、令和4年4月1日現在の職員の各年齢ごとに男女比を見ますと、一般行政職の場合、課長相当職の年代である50歳代の女性の割合は5.4%で、男性53人に対し女性が3人です。一方、40歳代以下の場合、40歳代の女性の割合が27.9%、30歳代が37.3%、20歳代が48.6%となっており、比較しましても50歳代の女性の職員が特に少ない状況であり、課長相当職への登用がなかなか進んでいない要因ともなっております。その結果として、部長職に女性がいない現状にもつながっているものと考えております。

加えまして、女性職員において管理職ポストへの昇格を望まない傾向が見受けられ、その理由として、管理職における多様な分野への対応や責任への不安などから管理職を希望しないケースや、一部の話ではございますが、女性につきましては、結婚、出産、育児、介護などライフステージの変化による影響を受けやすく、どうしても仕事とプライベートの両立が難しい時期があることも事実であると考えております。管理職ともなれば、ワーク・ライフ・バランスを取ることが難しくなると考えている女性も多く、管理職への昇格を前提としたキャリアデザインが描きにくいのも要因の一つと上げられているところでございます。

また、本市の退職者の継続勤務年数を見ますと、男性職員に比べて女性職員のほうが約10年ほど短いことから、退職の理由として様々な事情もあろうかと思いますが、このような傾向を見ましても、女性管理職が少なくなっていると分析しているところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○1番（高橋知子君）

離職率については以前から言われていますが、なぜ離職するのか、なぜ管理職になりたくないのか、責任あるポストに就きたくないのはなぜか。今なったら絶対苦しいだろうポストに誰が就きたいと思うのでしょうか。男性も女性も性に関係なくやりがいのある仕事、いつまでも生き生きと働ける職場、そして、いまだに女性が家族かキャリアのどちらかをバランスよく選ばなければいけないという社会、昨日は国際女性デーだったので、そういった報道がたくさんされていましたが、女性の働きやすさランキング、29か国中、日本は下から2番目の28位、最下位29位は韓国でした。ちなみに、どちらも少子化が大問題になっている国です。この2つはとても関係があると思います。

当たり前ですが、人は誰も同じ人はいません。昨日教育長もおっしゃっていましたが、みんな違ってみんないいです。しかし、いろいろなところで男性と女性には違いがあります。身体的なこと

はもちろん、思考回路にも違いがあります。これも事実です。ですから、様々な重要な意思決定をする管理職の性別にこれほどの差があれば、当然話し合う題材にも、その過程にも偏りが生じます。これがまちにとっていいわけがありません。なぜなら、市民の半数は女性だからです。

また、議員の数も女性は少ないです。現在は3名の欠員がありますが、選挙直後は16名中3名の女性で、率にして18%、全国市議会の平均は16.8%ということで、ほぼ同じではありますが、これも半数が女性のまちですから、先ほどの管理職のときと同じで、政策の内容でも重要な意思決定をするときに、やはり半数は女性がいるべきだと思います。

そこで、次の質問です。

女性管理職や本巢市議会議員の女性の数を増やすための取組はされていますか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

女性管理職を増やす取組につきましては、女性活躍推進法に基づく本巢市特定事業主行動計画を令和3年度から令和7年度までの5か年計画で策定しておりまして、その中で、女性職員の職業生活における活躍の促進として、管理的地位にある職員を占める女性割合を20%以上、係長相当職以上の女性職員の割合を30%以上とすることを目標に掲げ、具体的に取組を進めているところでございます。

具体的には、1つ目として、女性職員のキャリア形成支援と登用につきましては、キャリア形成に必要となる様々な研修への参加の呼びかけや、女性職員を対象としましたキャリアアップ講座の受講など、自身のキャリアプランを描く機会の提供を行っております。

また、チャレンジする機会を女性職員にも積極的に与え、多様な人材の育成を図るため、地方公務員の国の研修機関である自治大学校が行う幹部候補の養成に向けた研修への参加も促しております。さらに、子育て中の職員であっても可能な範囲で経験を積み重ねることができるよう、自己申告など本人の希望を踏まえながら、人事異動や適材適所への配置に配慮しております。そのほかにも、入庁後、早い段階から多様な職務経験が積めるようジョブ・ローテーションを実施しており、職務に対するやりがいの醸成を図っているところでございます。

次に、2つ目として、女性職員が活躍できる職場環境の整備につきましては、ワーク・ライフ・バランスを適正に推進し、仕事と家庭生活の両立や女性がキャリア形成を諦めなくてもよい職場づくりに向けて、職員一人一人のライフステージに合わせて休暇などが取りやすい雰囲気づくりに取り組んでいるところでございます。

また、毎月8のつく日をノー残業デーとし、残業を行わない日を設けており、庁内イントラネットを活用し、管理職を含め全職員にワーク・ライフ・バランスの取組の周知を行っております。こうした取組は、職場優先の考えを是正し、職員が職場、家庭、地域社会にバランスよく参画できる

環境を整えているところでございます。また、休暇の取得の推進や時間外勤務の削減などの取組は、毎年全庁的に周知しているところでございます。

以上、女性管理職を増やすための人材育成や職場環境に努めるところでもあり、先ほどの答弁もさせていただきましたが、職員の年齢構成別の女性が占める割合や、近年、新規採用職員の半数以上が女性が占めている現状を踏まえましても、将来的には多くの管理職のポストを女性職員が担っていくことが必要であり、活躍を期待するところでもございます。

ただ、先ほど答弁の中にもありましたが、女性管理職への登用は様々な課題があるのも事実です。今後はこうした課題を踏まえながら、女性職員を様々なポスト、事業の中核部門へ配置し、係長以上の各役職段階における人材確保を念頭に置いた人材育成を行うなど、女性職員が活躍できる職場環境を整えることで仕事の意欲を高めることにつなげていき、活躍する女性職員を育ててまいりたいと考えております。

次に、女性の市議会議員を増やすための取組でございますが、先月2月5日の岐阜新聞に、県内議会調べの女性議員の記事が掲載されておりましたが、その中で、市町村議会の女性議員数として、本市は、県内21市でございますが、女性の比率は順位でいきますと4番目となっておりますが、議員御指摘のとおり決して多いわけではないと思います。女性の政治への進出が進んでいないのには様々な理由があると思いますが、まずは参画しやすい環境づくりが大切ではないかと考えます。市民一人一人が政治に関心を持つことや、固定的な性別役割分担の意識を変えることが重要であると考えているところであります。

現在、本市では第4次男女共同参画プランの策定を進めており、「意識を変える」「場を広げる」「環境を整える」の基本目標の下、固定的な役割分担をなくすことや、今まで女性の参画が少なかった分野を含め、政策や方針決定の場への女性の参画拡大に向け、今後も継続して市民に周知することで女性の政治への参加につなげていければと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○1番（高橋知子君）

部長がおっしゃられたとおり、本巣市役所の中には若い女性の数が増えてきているなというのをとても感じます。また、女性の議員ですが、今度4月に補欠選挙もあるということですから、ぜひ市民の皆様にもそういった内容も考えていただきたいというふうに思います。

仕事はいろいろな種類があって、明らかに男性が向いている職業、逆に女性が向いている職業の中にはあります。しかし、今言っている市の管理職や議員に、どちらの性別が向いているのかということはないはずです。取組をすることで、今いらっしゃる若い女性の方々の将来にももちろん期待しますが、取組に効果がなければ変えることも加えることも必要です。これはあらゆるところにです。

まず、根本的な考え方も変えてほしいです。いっそ名字は、今から奥さんの姓にしちゃうくらい

の感覚で変えてほしいです。少子化対策や労働人口の補強のために男女共同参画はあるのではありません。それとこれとは話が別です。根本から人として対等であるための施策です。今ある男性社会に、まるっとそのまま女性を当てはめようとするのはやめてください。無理です。男なんかには負けないぞとわざわざやってくる女性はいません。受皿のほうを、全ての人に当てはまるように社会のほうを合わせるべきです。そっちが世界基準です。自分で自分のことをジェンダー平等の考え方がおかしい、自分がジェンダー平等の考え方を持っていないとっしやる方はいないと思います。ほとんどいないと思います。ぜひそれを頭の中で終わらせず、行動に結びつけてほしいです。口だけの方は、きっといろんなところで出ちゃっています。ばればれです。本当に心も行動もぜひ世界基準であってほしいと思います。国から言われてつくっている単なるプランで終わらせず、全ての方に心から当たり前に思っしてほしいです。

それでは、次の質問に入ります。

前回の定例会での一般質問で少子化についての質問をしましたが、終了後、やっぱりああいった内容を進めるには女性の議員を増やしたほうがいいじゃないかというふうにたくさん言われました。私も大変そう思います。でも現状、さっき女性の議員も出てほしいということを行ったんですが、同じような子育てをしているママに、とても議員と一緒にやろうとはなかなか言えません。今の子育てを取り巻く環境で議員をやるのは、物理的に無理な方がたくさんいらっしゃるからです。私は、ありがたいことに、すぐに何でも頼める自分の親が近くに住んでいます。未就学児の2人は、就労状況に関わらず、その日に子どもの預かり延長や一時預かりに臨機応変に対応してくれるところに通っています。休日に夫が独りで子どもたちを見ることは普通にあります。今、私の夫がかわいそうと思った方、ジェンダー平等の考え方がとても不平等です。休日にワンオペする母親は日本中に大変多くいます。私の夫は、独りで子どもたちを見ていると、いいパパだねえとか、すぐに褒められていますが、ママが独りで子どもを見ていると、そういうことはめったにはありません。

議員の話に戻りますが、議員は働く日がばらばら、終わる時間もばらばら。でも、優先順位が高い仕事、人目にもつく、自分の顔がでっかく写ったちょっと気持ち悪い看板も置くし、選挙の補助金もない。議員を勧められない理由が山のようにあります。ですから、これも受皿のほうを変える必要があります。一部ではなく、どんな人もどんな状況でも産める、育てられる、テレビでコメンテーターの方が言われていましたが、極端なことを言えば、たとえ予期なくできちゃったとしても産める、そんなまちづくりが必要です。

そこで、前回に引き続き、少子化対策について改めて質問いたします。

皆さん、2月末に厚生労働省から2022年の出生数が発表されたこと、まだ覚えていらっしゃると思います。初めて出生数が80万人を切ったことが発表され、予想よりも10年早く訪れた危機が大きく報道されていました。2025年に来る団塊の世代が後期高齢者になる超高齢化時代まであと2年、そしてその先は、さらに産める年齢の人口がどんどん減る。婚姻数は確かに減っていますが、実はコロナ禍でもそこまでは減っていない。婚姻数よりも減っているのは、子どもが欲しいと思う若者の気持ちです。

ビッグローブが行った子育てに関するZ世代、全国の18歳から25歳までの男女500人の意識調査では、子どもが欲しいかという質問に対し、「子どもが欲しい」と答えた人は55%、「子どもが欲しくない」と答えた方が何と45%という結果でした。どうしたら若者が、子どもが欲しい、安心して産めると思えるのか。

本巢市も、既に様々な特色ある支援が行われています。コロナ禍の子どもへの給付金はしっかりいただきました。さらに、この4月からは高校生までの医療費が無償化されます。来年度の予算では、物価高騰の中、低価格で質の高い給食にするための予算が提案されています。教育に関しても、本巢出身の高木貞治先生の功績に倣い、世界の秋山仁先生や、中島さち子先生が学術アドバイザーになってくださるというまさに奇跡のような状態だと思います。

昨日、河村議員の一般質問にもありましたが、出生率が高い市町は交通の便がよいところが多いのですが、立地条件は関係なく少子化を解消しているまちもあります。その代表が、2月19日に岸田総理が視察された出生率2.95、奇跡の町、岡山県奈義町です。

奈義町は、岡山県北東部、鳥取県との県境にある人口5,800人余りの自然豊かな町。主な産業は、農業、畜産、林業。奈義町は、平成の大合併のさなか、2002年、住民投票により合併しないという選択をしました。しかし、住民投票から10年がたった頃、子どもの声が町から聞こえなくなったと住民から町の将来を案じる声が寄せられるようになったそうです。一度は1.41にまで下がった合計特殊出生率が、2014年には2.81に、さらに現在も高い水準を維持しています。その具体的な施策はいろいろあるわけですが、すごい目玉を打ち出したわけではなく、地域のニーズを住民参加型の施策に反映し、住民意識を高めながら少しずつ支援策を拡充する取組が行われたそうです。

すごい重要だと思ったので、もう一回言います。地域のニーズを住民参加型の施策に反映し、住民意識を高めながら、少しずつ支援策を拡充する。

奈義町の取組の中で、私が今すぐ本巢市にも欲しいと思ったのは「なぎチャイルドホーム」です。3つの機能を持つ地域ぐるみの子育て拠点「なぎチャイルドホーム」、これは自治体にとって何かを無償化するというようなすごい予算をかけなくても、何か頑張ればできそうな取組であり、でも、子育て中の人には本当にかゆいところに手が届くような、とてもすばらしい事業だと思いました。

なぎチャイルドホームの3つの機能、1つ目の機能は、「つどいの広場」という子育てアドバイザーを配置し乳幼児とその親が集まって相談や意見交換をする場です。気軽に遊びに行ける場所が欲しいという声に応えてつくったそうです。

2つ目の機能は、「すまいる」という一時預かりの子育てサポートです。子育てについて支援を受けたい人「おねがい会員」と、支援ができる人「まかせて会員」とで子育て家庭を応援していく活動です。今、本巢市でも使われているサポートにも少し似ていますが、ここの町の中にあるということです。

3つ目の機能は、「たけの子」という保護者当番制の自主保育の場です。いずれも地域の住民が助け合うものです。NPO法人とかではなく、奈義町がやっています。運営は、子育て中の母親や一段落したスタッフらで住民参加型にして、高齢者も関わります。施設がサービスを一方的に提供

するのではなく、保護者が望むサポートをする。一時的な給付金にとどまらず、支えることで住民同士のつながりなど安心感を得られる利点も大きいと言われていました。

本巢市が、奈義町のように多世代にわたり地域ぐるみで子どもの成長を支えるまちに、まち全体で意識を変えていく必要性を感じるため、質問します。

今ある子どもセンターを、例えばこの奈義町の施設のような子育て中の家族が同世代や地域の高齢者と交流したり、一時預かりも行えるような複合的な施設にできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えさせていただきます。

本市の子どもセンターにつきましては、児童福祉法に規定する児童厚生施設の一つでありまして、地域において児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設であります。その施設の種別につきましては、設備、面積基準等により、大きく分けまして小型児童館、児童センター、大型児童館に分類され、本市の子どもセンターは小型児童館として設置しているものでございます。

子どもセンターは、年末年始及び毎週月曜日を除き、市内乳幼児の親子連れから18歳未満の児童を対象に開館しておりまして、令和3年度の利用者は延べ7,481人で、前年度に比べ2,191人の増となっております。子どもセンターでは、様々な行事を通じまして、子育て世代や世代間を超えた交流を行っており、子育て世代の交流の場として毎月赤ちゃん広場の日を設けるなど、子育てに関する悩みを相談する中で、同じ悩みをお持ちの方同士で地域におけるつながりを持てる場となっております。

さらに、子どもセンターには、地域の方を中心とした15の子育てボランティア団体の登録がございまして、そうしたボランティア団体を中心となり、子どもセンターにおいて行事を開催していただいております。世世代間の交流の場ともなっております。主なものといたしましては、年3回開催いたしますセンターまつりにおきまして、老人クラブ連合会の方が中心となり、遊びのコーナーやゲートボール、伝承遊びなどにより子どもたちとの交流を図っていただいていることや、このほかにも人形劇、ピアノコンサート、木のおもちゃ作りといった行事を毎月開催しておりまして、子どもたちと地域の方々の交流の場ともなっております。

御質問の子どもセンターを、一時預かりを行える施設にできないかということについてでございますが、この一時預かり事業は、一時的に御家庭での保育が困難となる場合に、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図ることを目的に実施する事業でございまして、保育所等を含め、地域子育て支援拠点など一定の利用児童が見込まれる場所とされておりますことから、一時保育事業

実施に当たり、乳児・匍匐室といった設備や職員の配置基準等を考慮した場合、現在の子どもセンターの施設での実施は困難である状況でございます。

また、一時保育サービスといたしましては、現在、本市と瑞穂市との広域連携によるファミリー・サポート・センター事業を行っておりまして、保育所、幼稚園及び学童保育からの帰宅後の預かり、保護者の外出の場合の援助、子どもの病気等による緊急的な一時預かりなどを実施しているところでございます。

そうした現状の中で、今後につきましては、子育て世代のニーズをより把握し、一時預かり事業などの実施につきましても既存の子育て支援の充実を図るなど、急激に進む少子化に歯止めをかけることができるよう、今後も一層努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○1番（高橋知子君）

なかなか今すぐは難しいことかもしれませんが、ぜひファミリー・サポート・センターの方とも連携をしながら、よりよい形になっていただければと思います。

また、文中に子育て世代のニーズの把握とありましたが、どのようにされるのでしょうか。子どもセンターは、私の子どもも大変よく利用しています。ゼロ歳のときから利用しているので、もう利用歴は8年ぐらいになるのですが、大変行きやすい場所で、また遊んでいる子どもとても楽しそうです。子どもセンターは、ゼロ歳から18歳の施設とうたっていますが、やはり小さな子どもたちが遊ぶところという感じです。子育て世代というのは、小さな子どもの親だけではなく、高校生までいろんなニーズがあると思います。本巣市は、子育てに手厚いまちということで、新生児訪問から乳幼児健診や教室などでは、助産師の方、保健師の方、栄養士の方、歯科衛生士の方、保育士の方、場合によっては臨床心理士の方など、いつもその健診の際に個別で気軽に相談ができます。

しかし、4歳になるといきなり健診がなくなり、今まであった受動的な相談ができる場が一気になくなります。ここからは当たり前と言えそれまでなんですが、主体的に相談していく仕組みに急に変わります。小学生や中学生はもちろんですが、コロナ禍で参観日の数は激減、私の地域の土貴野小は、小さい学校なので比較的授業参観がちゃんとあったり、今年度は授業参観の後に学級懇談会もありましたが、規模が大きい真桑小は、前回もお話したとおり、この前3年ぶりに授業参観があったそうです。個人懇談も、必要なことを話していただくとすぐ次の人の番になります。何か困ったことがあったときに、主体的にぐいぐい相談していくしかありません。

私は性格的にぐいぐい行けるタイプなので、ぐいぐい行けるし、今年度はPTA役員、またクラスメートも12人しかいない、担任の先生もとても信頼できる話しやすい方という好条件で、正直今年度はほとんど不満はありませんでした。しかし、ガチャではないですが、いつもそうなるわけではないですし、担任という子どもに近い立場だからこそ言えないこともあります。担任の先生、自分がクレーマーとか厄介な親とか思われたら、自分の子どもに何か害が及ぶのではないかと、例

例えばじめとか不登校とか、本当に今すぐ何とかしなければいけないたくさんの問題のことなら相談窓口はちゃんとあり、ある意味完璧で分かりやすいのですが、そこまでいかない日常のもやもやしたことをどこに相談したらいいのかという話を保護者の方から多く聞いています。

もやもやの相談の内容は、例えば先月は就学前の入学説明会で、市内のある小学校で来年度からいきなり新1年生の慣らしの時間割がなくなり、新1年生は最初は1週間ほど4時間授業で終わって給食を食べて帰るということなのですが、それがいきなりなくなり、5時間授業で帰ってくる。1年生からいきなり6時間授業があるとだけ言われ、心配になったことなどです。ちなみに、これは改めて学校のほうから説明の文書を頂き、解決していただきましたが、この入学説明会のときに、いきなり時間割についてママが質問できるかといったら、なかなかできないと思います。参加してもらえば分かりますが、でかい体育館で一方向的に説明を受ける会ですから、普通は無理だと思います。

また、その小学校では今年から冬の時間割ができたそうで、いきなり下校時間が早くなり、仕事の終了時間が子どもの下校時間に間に合わなくなったという方もいらっしゃるそうです。その連絡も、総会の資料にいきなり挟まっただけで、もちろん特に保護者への事前相談などはないですし、基本そうなると、もう受け入れるしかありません。仕事を変えないといけないかも悩んでいらっしゃるようです。

何の事前連絡もなかったことに加え、なぜ下校時間が早くなるのが可能だったかといったら、授業の間の10分休みが5分に短縮されたからだそうです。5分というのは、特に高学年の女の子にとってはなかなかハードです。もともとそのような学校もありますが、現状子どもたちがどのように過ごしているか、御存じでしょうか。もちろん一部の子の話ですが、トイレ待ちで5分休みにトイレに行けないときは教室に戻らなければいけません。なぜかという、もちろん注意されるからです。休み時間にトイレに行きなさいとちゃんと指導を受けています。それは当たり前と言えば当たり前です。ですが、尿意が突然来ることもありますし、そうして5分の休み時間に行けないときもあります。そういった場合は、ひたすら我慢をするそうです。授業中にどうしても行きたくなったら、先生の許可が要ります。これも先生の指導によるのですが、すんなり行かせてくれる先生がもちろん多いと思います。しかし、中には嫌みを言う先生もいるそうです。そんな担任に相談ができるでしょうか。教頭先生とか、わざわざ話しにくいです。もやもやした悩みとは、こんな感じですよ。

我が家の子どもは男で、人数も少ない学校なので、こんな悩みは自分の子どもからは聞いたことがありませんでしたし、子どもが先生にそう言える力も必要だと思いますし、そもそも下校時間を早くしたり遅くしたりするのは、生徒のためだったり、地域性もあるかと思いますが、そんなことを言えば切りがないわけですが、もやもやの悩みというのはそういう感じです。

ですから、私の通告の質問が少し分かりにくい表現で申し訳なかったのですが、大きな相談をする専門家ではなく、子どもセンターのような気楽に誰でも行けるようなところで、学校関係ではない人にちょちょっと相談したいという保護者の声、また子どもたちも、学校以外でそういった話が

できる安心する場があればいいという思いで、またそういった小さな相談の中には大きな問題につながる種があるのかもとの思いで質問します。

子育て中の方々が困ったときにすぐ相談できる第三者的な立場の窓口が開設できないでしょうか、お尋ねします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

現在本市では、妊娠前をはじめ、妊娠期から産後、5歳までの乳幼児期、6歳以降の学齢期までの各ステージにおきまして、福祉敬愛課、健康増進課、そして教育委員会における様々な相談にお応えできる仕組みの下、それぞれの支援センターに配置する専門の相談員等によりまして、子育て中の方々が困ったときに、誰でも気軽に相談ができ、その後の支援を受けることができるよう、敷居やハードルの低い相談窓口として妊娠期からの切れ目ない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援しているところでございます。

相談の窓口となります相談員等につきましては、各種法令等に基づき、保健師や助産師、子ども家庭支援員や社会福祉士、子育て支援員や教育相談員など、それぞれの分野ごとの専門職員を配置いたしまして、当事者から相談を受けた後、個人情報 の適正な取扱いや地方公務員法の規定に基づく守秘義務を遵守するとともに、行政機関として責任を持って、その後の支援につなげていけるよう、関係機関と連携・連動した相談支援窓口として設置し、それぞれの相談に対しまして対応しているところでございまして、議員御提案の第三者的な立場の窓口の開設ということにつきましては、その責任の所在が不明確となり得る可能性がありますことから、現在のところ開設の考えはございません。

しかしながら、先ほど議員からのお話もございましたように、気軽に相談をいただける窓口にすることは大変大事なことであり、専門の相談員だからといって難しい話に終始するのではなく、先ほどもお答えをいたしましたように、敷居やハードルの低い相談窓口にしていくことがより大切なことであると考えております。

そして加えまして、相談にお越しをいただいた方々をできる限り動かさないワンストップ窓口化の充実にも努めていかなければならないと考えております。

そうした中、誰でも利用できる民間団体が運営する相談窓口といたしまして、岐阜県内には、県からの委託により、地域に密着した24時間対応の子育て相談機関として活動する社会福祉法人などの相談窓口があり、子育て中の保護者の方々が独りで悩みを抱え込まないように、また、行政に相談しづらい人などが誰でも気軽に相談ができるような仕組みもございまして、そういった相談窓口につきましても、今後周知をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、そうした相談体制の在り方につきましては、令和5年度に創設される

こども家庭庁における組織体制と地方公共団体の組織とのつながりなどが今後どうなっていくのか、その全体像がつかめていない状況でございますので、そうした国の動きに注視しながら適宜対応を
してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋知子さん。

○1番（高橋知子君）

子育て中には大きい悩みを抱えている家庭もたくさんあり、絶対に最優先でそれを解決するのが一番なんです。人数的には圧倒的に小さな悩みを抱えている家庭が多いです。やはり先にお話しした奈義町のようなところが1つあれば、本当の意味でより子育てがしやすくなる数が増えると思います。教育の本質は子どもなので、子どものことを第一に考えるのはもちろんですが、親が学校や市を信頼できなくなったら、子どもにいい影響はありません。奈義町は少子化のピンチをチャンスと捉え、2016年の奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時に、次の世代のために思い切った施策や魅力ある施策に取り組むことを決め、5,800人の町ですが、1,000人の町民と中高生全員へのアンケート、町内の様々なグループや団体へのインタビューを実施、19人の町民がワークショップ形式で素案をつくり、審議会で議論を経て、町から議会に提案され、議決されたのが総合戦略だったそうです。

奈義町の職員の方は、核は町民と明言してみえます。どんなに役場がお金を出しても、一時的なお金だけで人を育てることはできない。子育てをするまちを選ぶときに、出産祝い金が高いから、予防接種が無料だからといった理由だけでは第2子、第3子を産み育てる気持ちにはなれないのでは。それより重要なのは、いわゆる子育て支援をしてくれたり、相談に乗ってくれたりする先輩ママや、なぎチャイルドホームで交流するママ友との交流ではないかと思います。

2016年から県の助成を受けて活動する母親同士が当番制で保育をし合う自主保育「たけの子」もその一つで、その中で互いの不安が解消されることで第2子、第3子への自信を持つようになるとおっしゃっています。最初に枠をつくるのは本当に大変かと思いますが、ぜひ市民のニーズを本当にしっかりと調べになり、市民のニーズに合うものを市民と共につくれる本巣市であってほしいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、2番 瀬川照司君の発言を許します。

瀬川君。

○2番（瀬川照司君）

議長よりお許しをいただきましたので、通告書に従い、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

私には、地域に住む市民の生命、身体、財産を守るという政治信条があります。昨日の鏝本議員

の発言にもありましたが、東日本大震災が発生して12年がたとうとしております。あれだけ凄惨な記憶であっても、どんどんと風化しているような気がいたします。「天災は忘れた頃にやってくる」、夏目漱石の弟子であった寺田寅彦氏の言葉ですが、議員として初の一般質問も濃尾地震についてコメントいたしました。風化しているような気がいたします。

さて、昨年防災士の試験を受ける機会がありました。令和4年度の防災士に、新たに67名のメンバーが誕生いたしました。令和5年度の一般会計予算に、防災士養成の予算が同額程度組まれておりますので、CCNetを見て興味を持った方は御確認いただきたいと思っております。

では、1. 本巢市の防災士について質問させていただきます。

令和5年度は同額程度の予算が組まれていますが、本年度募集の人数は去年と同程度でしょうか、質問いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、募集人数につきましてお答えをさせていただきます。

令和4年度の新規事業といたしまして、本市が日本防災士機構から養成機関の認証を受け、昨年10月8日と9日の2日間、防災士養成講座を開催し、地域住民で組織する自主防災組織の方や、ジュニア防災リーダーをはじめとする中学生、市内の小・中・義学校の教員、市内企業の従業員の方など、幅広く合計69名の方に受講していただきました。

また、事前に岐阜市消防本部が開催する救命救急講習を受講して、防災士資格取得に必要となる修了証を取得していただいたほか、事前勉強会を5回開催しましたところ、任意であるにも関わらず多くの方が参加されました。

その結果、中学生12名を含む65名の方が資格取得試験に合格し、これに消防吏員特例の2名を加えました合計67名の方が防災士の資格を取得されました。

この防災士養成講座につきましては、令和5年度におきましても引き続き開催を予定しております。日本防災士機構が定めるガイドラインに基づき、防災士養成講座の研修講目といたしまして、災害図上訓練、避難所開設訓練、マイ・タイムライン演習、地域の防災マップ作りなどの演習が必須であること、また、養成講座修了後にも防災士資格取得試験の受験も必要であることから、会場の広さ等も踏まえまして、昨年と同様の70人を募集する予定としております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

瀬川照司君。

○2番（瀬川照司君）

昨年と同程度の70人を募集するというので、次の質問に行きます。

本年度は自治会や企業へ募集をされたということですが、令和5年度はどのように広報されるの

でしょうか、お聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、どのように広報するかにつきましてお答えをさせていただきます。

受講者の募集は、広報「もとす」や市ホームページでの案内、もとメールの送信のほか、本巢市と災害時の応援協定を締結しております各種団体等への募集チラシの配布などによりまして幅広く周知いたします。

防災士は、地域の防災力を向上させる役割を担うことから、自主防災組織の方や消防団員に積極的に資格を取得していただくことが望まれます。そのため、日程等が決定しました後、自治会長会や消防団等の会議におきまして早めに通知をいたします。

また令和3年度より、市内の中学生を対象といたしまして、災害に対して自らの安全を確保するための行動力と災害に備える力を高め、自らがリーダーとなって学校や家庭、地域の防災力を向上させるジュニア防災リーダーを育成しておりますことから、このジュニア防災リーダーや教員の方を対象といたしまして、市内小・中・義学校にも募集を行ってまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

瀬川照司君。

○2番（瀬川照司君）

以前からある防災士を養成していくという本巢市の取組は、大変すばらしいことだと感じています。

令和5年1月14日、本巢市民文化ホールにて開催された防災士フォローアップ研修には、学生を含め多数の市民が参加されました。その案内文の中には、防災士の資格取得後、地域の防災活動の中心的な役割を担っていただけるよう、また防災に関する知識の向上や防災士間で相互の連携を図れるようにと書かれていました。メンバーが100名、200名と増えた場合、今後の本巢市の防災士の取組はどのようなふうになるのでしょうか、質問いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を原総務部長に求めます。

原部長。

○総務部長（原 誠君）

それでは、今後の防災士の取組につきましてお答えをさせていただきます。

防災士は、日頃から防災について十分な認識と一定の知識や技能を持ち、防災リーダーとして総合的な防災力向上の中心となって活動することが期待されております。したがって、市から呼びかけや依頼があってから行動を起こすという受け身の姿勢ではなく、家庭や学校、職場、地域に

おきまして、日頃から何をすべきか、何ができるかを考え、自ら主体的に行動することが求められております。

しかしながら、独りで行動することは難しいところでもございますことから、市といたしましては、防災士の知識向上と防災士相互の連携強化を図るため、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、令和5年1月14日に、2年ぶりとなる防災士フォローアップ研修を開催いたしました。

また、防災士の資格を取得している職員が、令和4年5月に本巣市職員防災士の会を設立し、防災士としての防災意識を高く保ち続けるよう積極的に研修会等に参加し、また市が行う各種防災講座や講習会を支援するなど、市の防災力の向上に努めております。今後は、市の防災力向上の中心的役割を担い、地域における共助で活躍できる防災士を養成していくとともに、新たな防災情報を研修等で提供するなどし、高い防災意識の保持に努めるほか、防災士が地域の防災訓練などで自主的・自発的に活動できる体制がつけられるように支援してまいります。

中学生の防災士につきましては、教育委員会と連携いたしまして、小・中・義学校での防災授業や避難所運営訓練、地域での防災活動等で活躍できるようにサポートしてまいります。

〔2番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

瀬川照司君。

○2番（瀬川照司君）

ありがとうございます。

市職員による防災士の会が既に設立されているのは知りませんでした。以前、議員は災害が起こった場合、その場で臨機応変に対応すると聞きました。防災士の会があればなあとも感じておりました。1月のフォローアップ研修の後、市民の方からも本巣独自の防災士の会を結成したいといったお話も聞かれました。

現在、県と岐阜大学から成る、2023年度、清流の国ぎふ防災・減災センター主宰の「げんさい未来塾」塾生の募集が始まっております。ぜひ相互の連携を図りながら、防災士も、そうでない市民も、みんなが安心して生活できる本巣のために活動できる組織づくりに協力いただけたらと思いますし、それに自分も参加できたらと思っております。

続きまして、2. 本巣市のまちづくりについて。

質問理由ですが、現在進行形の東海環状自動車道の西回りが本巣市の風景をどんどん変えていっている昨今、新庁舎の建設も進み、私たちの生活もさま変わりしてしまうのではないかとと思われる今日この頃です。どうしたら、よい変化をもたらして市民が安心して暮らせるのか、防災士の件にも関連しますが、今後のまちをどうしていくのかを考えたいと思ってお聞きします。

本巣市のまちづくり団体にはどのようなものがあるのでしょうか、質問をさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、本市のまちづくり団体にはどのようなものがあるかにつきましてお答えさせていただきます。

本市のまちづくりを進めていく上では、市民や地域団体、企業、行政等が互いに住みやすい環境をつくるため、連携、協力、協働を進めていく必要があります。

本市におきましては、市民協働によるまちづくりを進めるため、平成17年度に制定しました市民活動推進助成金交付要綱を廃止しまして、さらなる市民活動の推進に向けて平成28年3月に市民活動助成金交付要綱を制定し、地域が抱える問題の解決を図り、また市民が福祉向上やまちづくりに貢献するなど、市民活動団体が主体的に取り組むモデル的な事業に対し財政支援を行い、団体活動の活性化や市民活動の拡充を図り、市民と協働によるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

この交付要綱では4つのコースを定めており、1つ目の市民活動ステップアップコースでは、年間を通じて計画的に活動され、複数年の継続した活動により実施される事業に対して、1事業当たり20万円を上限としまして5回——5年ですが——に限り助成をしております。

また、2つ目の市民活動フォローアップコースでは、1つ目に説明させていただきましたが、先ほどの市民活動ステップアップコースの助成を5回受けた事業であって、以後も自主財源を確保し、地域課題の解決を図るため継続して実施される事業に対して、1事業当たり15万円を上限として5回に限り助成をしております。

また3つ目としましては、市民提案イベント実施コースでございますが、助成対象団体が自主的・主体的に計画実施する公益性の高いまちづくり事業に対しまして、50万円を上限としまして単年度で助成を行っております。

さらに4つ目としましては、市提示事業協働実施コースでは、市が提示する地域課題の解決や地域の活性化を図る協働事業で、助成対象団体が主体的に実施する事業に対して、市が提示した額を上限に助成を行っているところでございます。

令和4年度における主な活動団体としましては、市民活動ステップアップコースでは、歴史ある糸貫川を市民の憩いの場へ再生し、市民の手で守り育てていくことを目的に活動されている糸貫川流域交流発展会や、市北部地域において進む過疎化・少子化に対して、地域の自然環境を生かしたアウトドアスポーツを体験してもらうことで観光客や移住者の増加を目指して活動されている文殊山の会など、7つの団体がございます。

次に、市民活動フォローアップコースでは、外山地域にある豊かな自然を生かして、ウォーキング大会など様々な行事を開催することで、地域住民と都市部住民との交流を深め、さらなる地域活性化を図ることを目的とされている外山地域街づくり委員会や、歴史を通じて地域を再認識し、まちづくりに参加するきっかけづくりを目指す事業を展開する本巢市歴史研究会などがございます。

市民提案イベント実施コースでは、チアダンスを通じて子どもたちの健康増進や本巢を盛り上げることを目的としまして活動されているスマイルエンジェルスがでございます。

市提示事業協働実施コースでは、小さな拠点事業としまして関係人口を創出するため、根尾樽見地内の本巢市ふれあい交流センターを運営する一般社団法人よだか総合研究所や、川内地内の空き家をゲストハウスとして活用運営するNEOTOYAMA、本市の協働によるまちづくりを推進するため、市民と市民、市民と行政が活発的に交流できる拠点として糸貫ぬくもりの里内にある市民協働サポートセンターを運営するサポートセンター運営チームを含む5つの団体があります。

今後につきましても、こうした団体等に対する助成を継続することで、本市の目指す将来像でもある「自然と都市の調和の中で 人がつながる 活力あるまち・本巢」の実現に向けて、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、あくまでも参考でございますが、市内に事業所を有する岐阜県認証の特定非営利活動法人、いわゆる岐阜県が認定したNPO法人につきましては、11事業所が存在しているところでございます。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

瀬川照司君。

○2番（瀬川照司君）

昨日、河村議員や臼井議員からもイベントやまちづくり団体に関する質問がありました。市の活性化に欠かせない部分だと認識しているのだと思います。それぞれの団体が育ち、さらに自立してこのまちのために活動していただくということが公の仕事だという部分もあると思います。

今後もその団体の連携を含めて、引き続き支援、御協力をお願いし、質問に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで、暫時休憩をいたします。

この時計で10時30分まで休憩します。

午前10時11分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、再開をいたします。

続きまして、3番 飯尾龍也君の発言を許します。

飯尾君。

○3番（飯尾龍也君）

通告に従いまして、一般質問いたします。

まずトルコ大地震で、先月5万人余りの方が亡くなったことを謹んでお悔やみ申します。

また、コロナ禍、今月の13日からはマスク着用義務はなくなり、これからは平常の生活に戻れるなどという思いもありまして、ぜひこれから皆さんがより健やかで安寧な生活になることを願ってお

ります。

それでは、まず今国会に地方自治法の改正案が提出され、全国の諸先輩の議員の方が尽力をされまして、地方自治法に設置の規定された地方議会について、役割や議員の職務等を法律上明確化され、議会が、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されると位置づけ、地方公共団体の所定の重要な意思決定に関する事件を議決すると、議決機関としての地方議会の位置づけを明確にする。また、職務規程におきましても新たに設けられます。また、住民からの請願や地方議会から政府・国会に対して提出する意見書を、オンラインで提出することも可能になります。これは、非常に地方議会にとりては意味あることだと思っております。これは、本当に地方議会の存在意義がますます重要だということ認識して、改めて質問に入りたいと思っております。

まず質問の第1が、本巢市の国民健康保険の財政並びに運営状況なんですが、先般、国保の運営協議審議会へ私も参加させていただきまして、その運営状況等々、財務状況を見ておまして、なかなか厳しいものがあるなあと。その中で、先般、子どもの社会の公民の資料で「ハロー・タックス」という、このようなものがございまして、中を見ていまして、税の役割等々書いてあるんですけど、これからの税制を考えてみようというところがございまして、国民の負担の在り方、税金が無駄なく効率的に使われることが大前提であることは言うまでもありませんが、行政・財政の簡素化、効率化の徹底がなされた上で、私たちはこれからの時代に合った国民負担の在り方と政府の役割について考えてあります。これを、政府を地方自治体と取り替えても同じだと思っております。

また、この税の三原則「公平・中立・簡素」、税は、私たちみんなが社会の構成員として広く公平に分ち合っていかなければなりません。公平・中立・簡素であることが税制を構築する上での基本原則です。

また、公平の原則、中立の原則、簡素の原則ございまして、その中でも公平の原則から、経済力のある人により大きな負担を求める垂直的公平と、経済力が同等の人に等しい負担を求める水平的公平がございまして。さらに近年では、世代間の公平が一層重要となっております。この世代間の公平とは、異なる世代を比較して負担の公平が保たれているかという観点と、それぞれの世代の受益と負担のバランスが保たれているかという観点でございまして。その両方から世代間の公平を考える必要があると、このように資料に書いてあります。

このように、中学校3年生の資料で勉強している息子が持ってきたことを、改めて私議員となりまして、税を運営していくチェック機関としての議員として、より一層このことを自覚して、質問に入りたいと思います。

本市における国民健康保険の第2期保健事業実施計画の中間評価は、どのようになっていますか。よろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、国民健康保険第2期保健事業実施計画、いわゆる第2期データヘルス計画の中間評価についてお答えをさせていただきます。

本市の第2期データヘルス計画につきましては、平成30年度から令和5年度の6年間の計画期間として策定し、健診や医療情報を活用してPDC Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施しているところでございます。

中間評価では、国保データベースシステムに収載される健診・医療・介護のデータ等による被保険者全体の健康水準や医療費など計画全体の評価と、特定健康診査の受診率や特定保健指導、重症化予防事業の経年変化など、個別保健事業の実績等を振り返り、計画の目的、目標の達成状況についてデータ分析を基に整理し、評価を行うものです。

本市では、令和2年度に中間評価を実施し、国保連合会に設置しております保健事業支援評価委員会からの助言を受けたところでございますが、特に特定健康診査の受診率については、中間評価時点で国の目標値である60%に達しておらず、受診率向上への課題は多いとされたため、改善策といたしまして、青年健診に重点を置くことで、比較的若い世代から継続して受診することができるように努めているところでございます。また、未受診者への勧奨も引き続き行っております。

なお、評価結果につきましては、被保険者や保健医療関係者等への公表としてホームページに掲載をしているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

中間評価ありがとうございます。

特定健診の受診率が全然上がっていないですね。その辺は、過去これで見ますと4年間全く50%を上回っていないというのはどのような原因か、再度質問いたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

特定健診の受診率につきましては、議員御指摘のとおり、50%以下というところで推移をしているという状況でございますけれども、こちらにつきましても、勧奨等、いろいろ市としましてはやっておるところでございますけれども、若い世代の方につきましては、まだその必要性を感じていないというようなところもあるのかなあとお思いますので、引き続き健診の意味を説明して、今後も勧奨に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

若い方は健康ですから、何も悪くなければ問題ないかなあという思いであるだろうと思いますけど、私自身の経験からいいますと、40代・50代で特定健診を受けまして、やっぱり数値が悪かったという思いがありまして、それから改善して今に至っているものですから、ぜひそういう啓発等を進めていただきたいと思います。

あと、口腔健診ですね。歯からやっぱり歯周病、ほとんどの人、多分半分以上の人、歯周病菌があると思います。これを見るとぞっとします。これを、まずは口腔内をきれいにしてからやると、また違うものが出てくると思いますので、そこら辺も啓発・促進お願いいたします。

それでは、次の第2の保険者努力支援制度というのはどのようなものですか、よろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、保険者努力支援制度についてお答えをさせていただきます。

保険者努力支援制度とは、医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体等へのインセンティブ制度といたしまして、特定健康診査の受診率や重症化予防事業の事業実施など保険者としての取組を点数化し、それに応じて国が交付金を交付する制度で、平成30年度から本格的に実施されているのでございます。

令和4年度分につきましては、12の指標により960点満点で計算がされ、本巢市は633点で県内9番目でございます。なお、本市に交付される令和4年度分の交付金は約1,600万円となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

この努力支援制度は、要するにインセンティブで、いかに一生懸命行政が保険等々運営するのに対して、交付金という形で特定の財源としてあるわけなんですけど、これはやっぱり本巢市の場合、非常に県内でも上位のほうなので、非常に一生懸命やられているなという思いはあるんですけど、やはりその中でも、私が思うに、ジェネリックは多分よろしいかと思います。一番ネックなのは特定健診だと思っております。

あともう一つ言わせてもらおうと、重複の服薬というのが多分あると思うんですけど、これは本当に非常に大事だと思っていまして、私の母の薬を、薬剤、副作用が起きるかと思うぐらい、当初認知症が始まる前、10種類ぐらいありました。やっぱり副作用が出るのは、6種類以上になると確実に出てきます。これはもうエビデンスで出ていますので、そういうのをしっかり重複の服薬の管理

を各受診者に対しての啓蒙、あと医療現場においてもしていただくのは非常に大切かと思いますが、その辺のところをぜひ御意見伺いたいです。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、お答えをさせていただきます。

重複剤につきましては、議員御指摘のとおり、当然重複をするということになりますと医療費も高騰しますし、健康問題等もあるということで、非常に重要なところだというふうに考えております。

ただ、この努力者支援制度の点数を見ますと、重複多剤のことにつきましては、本巢市は50点中の満点の50点ということになっておりますので、相対的にはよくできておるかなというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。それを聞きまして安心しました。

あともう一つ言うと、歯周病疾患等の健診がやっぱり非常に重要かという思いもあります。そのようなしっかり行政のほうで努力されていることは交付金に現れるので、ぜひともこれからもますます交付金が増えるような施策をしていただきたいと思います。思っております。

次、3つ目、本巢市国民健康保険第3期の保健事業実施計画に向けての喫緊の課題はございますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、国民健康保険第3期保健事業実施計画、いわゆる第3期データヘルス計画に向けての喫緊の課題についてお答えをいたします。

データヘルス計画につきましては、少子高齢化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて市民の健康増進を図るため、国の指針に基づき策定し、保健事業を実施することとなっております。

現在、国では第3期データヘルス計画の策定に向けた検討会が進められており、その検討会で示された内容によりまして、令和5年度中に本市の第3期データヘルス計画を策定する予定でございます。

本市の課題といたしましては、特定健康診査の受診率向上やジェネリック医薬品の使用割合などが上げられます。その対策といたしまして、特定健康診査の受診率を向上させるため、40歳から74歳までの被保険者に対する積極的な受診勧奨はがきの送付や、若いうちからの継続受診行動を促すため、青年健診における健診案内などに取り組んでおります。また、ジェネリック医薬品の利用促進につきましては、国民健康保険に加入される方に対しまして、保険証をお渡しする際、ジェネリックシール及びパンフレットを配付するなど、積極的にジェネリック医薬品の利用を勧めているところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

保健計画、非常に大事なものだと思っております。

その中で、もう一つ再質問いたします。

今の国民健康保険、負担と給付、要するに現役世代の負担はありますけど、給付は実質高齢者が多いと思っております。そこら辺、全世代型対応の社会保障という観点から、市民環境部長として、今、国民健康保険へ一般会計から、地方財政法では許されていますので、特別会計へ繰入金等ございますけど、事業勘定にしろ、施設勘定にしろ、どのようにお考えですか。よろしくをお願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を村澤市民環境部長に求めます。

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、市の一般会計からの繰入れ、また全世代型のことについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、市の一般会計からの繰入れでございますけれども、事業勘定のほうでございますけれども、こちらにつきましては市の職員、給与関係ですとか、そういった法定内の繰入れと、あと一部、例えば健診に対する市の負担分に対する繰入れ等がありまして、いわゆる法定外と言われる繰入金が約3,000万ぐらいあるということでございます。これにつきましては、今ちょっと検討しておるところですけれども、少なくするというところで検討しておるところでございます。

それから、あと全世代型の負担ということでございますけれども、国のほうも高所得者に対する保険料の限度額につきましては、もう数年前からでございますけれども、高い負担をしていただくということで順次改定がされておるところでございます。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

施設勘定についてはどのようなようですか。

○議長（大西徳三郎君）

村澤部長。

○市民環境部長（村澤 勲君）

それでは、施設勘定につきましてお答えをさせていただきます。

施設勘定につきましても、毎年約8,000万前後の一般会計からの繰入れをさせていただいておるところでございます。それで根尾地域なり、本巢の北部地域につきましてはだんだん人口も減っておるといふことで、受診者の数も減っておるといふことで、今後さらに厳しくなっていくということが予想されておるわけでございますけれども、今回のコロナ禍もありましたが、そうはいってもなくてはならない診療所というふうに考えておるところでございますので、今後も地域医療に根差した診療のために努力していきたいというふうには考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

施設勘定に、私、会計を見ましたが、こんなにも……、本来なら保険料で回していくのが、特別会計というのは独立採算制で当たり前だと僕は思っちゃいますので、民から来ている人間からとしては。それで公平公正を保つためには難しいのかなあという思いもありまして、本巢市の過疎地域持続的発展計画も昨日読んでいまして、問題点がたくさんあるし、確かに過疎地域に関しては7割、交付税で措置されるということは重々承知しておりますが、やっぱり医療の確保、高齢化が進んで単独世帯が増加、受診者の減少、また在宅医療のニーズというのは多分あると思うんですね。

この辺を考えた場合、確かに診療所を置くというのもいいんですけど、やっぱり往診の車両等の形で、病気になる前に未病の段階で定期的に検査をしたり、そういう形のほうがトータルには医療費は抑制されるんじゃないかなという思いがあります。要するに、高齢者になると外へ出ていくのがおっくうになるんですね。そうすると、やっぱり悪くなってからでは遅いものですから、医療費を本当に抑制するならば、ぜひそういう定期的な健診等、より細やかな対応で、また地元住民の方の御意見を聞きながら、ぜひともそういうことで進めていっていただきたいという要望を込めまして、次の質問に参ります。

次は下水道事業なんですけど、下水道事業、私のところは単独・合併で、多分私の地域においては、もう40年前に設置しましたので、早いほうだったと思いますけど、し尿処理に関してはそうで、一般雑排水というのはなかなか処理できていないという現状ですけども、この機に合併槽に替えたいという思いもありまして、でも、私が下水道、旧町村のときの糸貫地区では、下水道は設置事業を進めませんでした。ほかの地域では、合併前に本巢市にしろ、真正にしろ、されたということで、

事業をするのにやっぱりイニシャルコスト、ランニングコストを考えてやるのが当然だろうし、そこら辺をどのように考えておられるかなという思いもありまして、ぜひともこの質問に入りたいと思っています。

まず第1に、本市の農業集落排水事業、公共下水道事業の経緯をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

本市の農業集落排水事業、公共下水道事業の経緯についてお答えします。

岐阜県では平成5年度に全県域下水道化構想が策定され、県下の市町村で下水道事業の取組が始まりました。本市においても、合併前の旧町村ごとに計画を策定し、下水道事業の整備を進めております。

本市の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の2つの事業を実施しております。平成8年度に農業集落排水事業として小弾正地区を供用開始して以降、段階的に供用を開始し、平成28年度の本巣地区特定環境保全公共下水道事業、石神地区の供用開始をもって整備を完了し、現在は特定環境保全公共下水道事業の2処理区、農業集落排水事業の11処理区について維持管理を主とした運営をしております。

根尾・本巣地域の山間部においては、地形的条件から経済性を考慮し、農業集落排水事業を実施し、比較的人口密集地である庁舎周辺を特定環境保全公共下水道事業で実施しております。また、糸貫・真正地域など南部においては、ほぼ全域が農業振興地域であり、農業用排水施設の機能維持や農村生活環境の改善を図り、比較的早期に供用開始ができる農業集落排水事業を実施しております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

本市の場合は、合併する前に、それこそ駆け込み的な形で下水道、農集排なんかも行われたという経緯がありますので、何だかなという思いもある。やっぱり人口動態調査を見れば人口は減っていくし、これから何が一番ベストかという場合に、補助金があるからつくっていくというのは、ちょっといただけないなあという思いもありました。

というのは、昨年、マイクロソフトのビル・ゲイツとサムスンが、自浄型、要するに自己完結型の便器を開発しまして、それを無償でアフリカに供与するという形をしました。要するに、技術はどんどん進歩しているんですね。今さらアフリカに公共下水なんかも多分敷設はされていないと思います。これが現実だと思います。

このように、やっぱり技術は進歩して、今の合併浄化槽にしろ、単独浄化槽には及ばないようなきれいが水ができる形になったもんですから、そういうところにおいて、どういう政治的思惑で動いたのかどうか分かりませんが、なかなか難しい。これを全世帯で負担するというのは非常に苦しいのかなと思います。また、これからの世代に対して負担をするというのは、なかなか厳しい現状、税収が伸びない中でというような思いもありましたので、この質問に入っておりました。

次、単独浄化槽と合併浄化槽との受益者負担の整合性はどのようにお考えですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

単独浄化槽、合併処理浄化槽設置者との受益者負担の整合性の考えについてお答えします。

本市の下水道使用料金は人数制を導入しており、1月当たりの使用料金は、基本料金1,600円に1人当たり700円を加えた額に消費税を加算して徴収しております。例えば、本市の平均世帯人員は令和5年1月末日で約2.6人であることから、1世帯3人で計算しますと、基本料金1,600円に世帯人員3人に700円を乗じた額を加えた3,700円に消費税を加算しますと4,070円となります。年間では4万8,840円でございます。

一方、浄化槽を設置された方は、法定検査、保守点検などを一括で管理業者と契約します。単独浄化槽につきましては、生活雑排水の処理ができないため合併処理浄化槽への転換を推進しております。

合併処理浄化槽につきましては、管理業者によって保守点検などの維持管理費用が異なりますが、本市の補助金交付実績が最も多い5人槽での契約額は平均で年間約4万6,500円ほどであり、使用電力料金を加味しますと、下水道使用料金とほぼ同等であると考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

要するに浄化槽と下水道が同じぐらいになるようにという形で多分使用料等はやられていると思うんですけど、実際下水道法の10条では、公共下水道の供用が開始された場合には、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者または占有者は、その土地の下水を下水道に流入させるために必要な排水設備の設置を義務づけられております。水道法が、水の供給契約により水を供給することになっているのと大きく異なることです。また、下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道の利用者から使用料を徴収することができることとされ、下水道法第20条ですが、このようなことは、設置された当初はやられていたんですかね。接続に関しての条例は、その辺は分かりませんか。再質問ですみません。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。
谷口君。

○上下水道部長（谷口博文君）

下水道の整備時におきましては、皆さんに当然、農業集落排水事業でございますと、組合という形で組合に加入していただいて接続されるということでございますので、事業実施の段階におきましては、皆様に加入意思を確認して加入していただいております。その中で整備を推進してやってきておりまして、皆様に接続をしていただくということで、接続率向上について皆様に促進をしていくというふうに進めてきたという認識でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

改めて、接続率はざっくりでよろしいので、どのぐらいですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についても谷口部長に求めます。
谷口君。

○上下水道部長（谷口博文君）

それぞれの地区ごとに接続率のほうは異なっておりますが、北部地域のほうでは正式な数字というのは、ちょっと今手元に資料を持っておりませんので、ちょっと覚えてございませんが、結構接続率のほうは高いというふうであります。南側のほうにつきましては、いまだ接続率のほうにつきましては高くはないというような状態でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

ありがとうございます。

要するに、受益者負担金、合併槽を使っている方と下水道を使っている方、公共下水道を設置された頃は、要するに当該地域の資産価値を増加させる、要するに未整備地区に比べて利便性・快適性が著しく向上する、その上での多分受益者負担金というものはあると思うんですね。

しかし、合併槽等、単独浄化槽をしているところは、何ら資産価値は上がっていないんですね。そこに、要するにここもそうですけど、独立採算であるであろう下水道のところにも一般会計予算から繰入金という形で入っているんですね。要するに、それは私が解釈するには、浄化槽をしている者が、また上乘せという形という感じを受けるんですね。だから、そこら辺のやっぱり難しいなあ、整合性って本当にあるのかなあという思いがあるものですから、二重に負担しているような

思いがあります。というのは、水とし尿処理というのはなくてはならないものですから、これは非常に大切だと思いますけど、オギャーと生まれた赤ちゃんでも、一般財源からすぐ下水道の負担金というのはひとしく負担するという形に解釈できるものですから、ぜひともこういうのを事業運営がより健全な形で運営されることを思って質問いたしました。

それでは、第3で、本市の汚水処理事業広域化、また共同化のロードマップはどのようになっていますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を谷口上下水道部長に求めます。

谷口部長。

○上下水道部長（谷口博文君）

本市の汚水処理事業広域化・共同化のロードマップについてお答えします。

現在、県では、岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画の策定に向けて準備を進めているところでございます。この計画は、施設の電気・機械設備の更新時期の到来、人口減少に伴う使用料金収入の減少により、事業の経営環境がさらに悪化していくことが見込まれることから、県内市町村の全ての施設で将来の方向性について検討を行い、施設更新費用の低減や施設運営の効率化といった課題に取り組むための策定をするものでございます。

本市の施設につきましては、市内施設の統廃合、近隣市町の施設との統廃合、合併処理浄化槽設置事業への転換などの検討を行い、効果が認められるものについては取組を進めていく考えてございます。

具体的な内容につきましては、今後関係自治体と協議していくこととなりますが、各自自治体の事情もございますので、慎重に進める必要があると考えております。なお、岐阜県汚水処理事業広域化・共同化計画につきましては今年度中に策定される見込みであり、策定後、概要について御説明させていただく予定でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

飯尾龍也君。

○3番（飯尾龍也君）

私の手元にある資料では、要するに汚水処理場の事業で、岐阜県内においては89事業のうち19事業が経費が回収されている。半数以上の54事業は、維持管理に係る経費も100%回収できていないです。要するに、スケールメリットが多分生かせていないから、広域化という形で下水道事業が進められていたんだなあという思いもありますし、今、太刀打ちがなかなか難しいという形で、県下、全国ですけれど、下水道事業の広域化・共同化が進んでいくと思うんですけど、ぜひとも効率化を目指して事業運営していただいて、後世に恥のないような事業運営を行っていただきたいという要望を込めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続いて、4番 片岡孝一君の発言を許します。

片岡君。

○4番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って、議席番号4番 片岡孝一より一問一答方式で、大きく分けて3つの一般質問をさせていただきます。

1つ目の質問をさせていただきますが、本巢市の活性化対策について。

コロナが落ち着いてきましたので、来年度からイベントが開催されますが、特に人口減少が進む中、本巢市を活性化し、本巢市を住みよい本巢市にするために、1項目め、住民参加の地域活性化のための来年度のイベントの予定は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

令和5年度のイベントの開催予定につきまして御答弁させていただきます。

昨日の臼井議員の御質問におきまして、副市長から答弁をさせていただきましたとおり、従来までの地域イベントにつきましては、それぞれの地域に根づき、合併前より引き継がれてきた思い入れの深いイベントであるとともに、地域活性化に寄与してまいりました花とほたる祭り、ふれあいサマーフェスタ、根尾盆踊り花火大会及びもとす織部祭りの4つの地域イベント等を、市制20周年プレイベント事業としまして位置づけまして、冠を付して開催することを予定しております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

それぞれの地域に根づき、合併前より引き継がれてきた思い入れの深い4つの地域イベントを計画してくださり、市民のために本当にありがとうございます。

2項目め、本巢市の総面積は、3万7,465ヘクタールに対して、2015年の総務省による統計ダッシュボード調査によれば森林面積3万1,946ヘクタールで、森林率は何と86%となっています。ほとんどが森林でありながら、林業の後継者不足が問題になっていますので、林業が継承できるような今後の対策は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高井林政部長に求めます。

林政部長 高井君。

○林政部長（高井和之君）

それでは、林業の継承対策についてお答えいたします。

林業の後継者育成につきましては、国や県も含め喫緊の課題であるという認識の下、岐阜農林高

等学校や岐阜県森林文化アカデミー等におきまして実践的な教育が進められているところです。

また身近な事例では、本巣市近隣の在住ではありますが、県内進学校から大学の森林関係学科へ進学しまして、その後、伐採作業を希望して根尾地区の林業事業体へ就職した青年と話をすることがあり、森林技術者の魅力について語っていただきました。

本市では、こうした技術者に対し、森林環境譲与税を活用した支援を実施しているところでありまして、安全作業のための講習会開催、林業技術に関する資格取得や安全装備等の購入に対しまして支援させてもらっているのに加え、今年度からは新規で就業する森林技術者5名もの方に対して月額3万円を最長3年間支援するという事業を実施しているところでもあります。

また、森林技術者の移住・定住も含め、林業に魅力を感じ、林業の後継者となり得る人材が一定数存在するということが事実であります。本市に一人でも多くの後継者が定着するよう、森林整備の仕事づくりも含めた支援を行うなど、林業が継承できるような取組を継続してまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

一人でも多くの後継者が継承できますように、取組を今後もよろしく願いいたします。

3項目めの質問をさせていただきます。

うすずみ温泉が3月末で休業になりますので、根尾に行かれる方も観光客も少なくなります。根尾の方を中心に、根尾に来られる方も一緒に自然を楽しんで、農業や野菜作り等、地域が活性化できるような今後の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、お答えします。

農業を活用し、関係人口を増加させ、地域の魅力を知ってもらうことで地域の活性化につなげていく取組として、本市では根尾地域における企業の農業参入事例として宇津志ファームがあります。この宇津志ファームは、企業がニンニクや徳山唐辛子などの根尾地域に根差した品目を地域の住民の方々と一緒に作付をしており、このような取組をされている企業を支援していくことは、農業を活用した地域の活性化につながるものと考えておりますので、今後も支援をしてまいります。

また、そのほかにも、県が平成29年度から実施しているぎふ田舎応援隊制度があります。これは、県内の美しい農村地域を将来にわたり守っていくため、田舎に関心のある都市住民等をインターネットで参加募集し、農村に暮らす人と共に農地の保全活動や交流活動等をボランティアとして応援していく活動でございます。

活動事例といたしましては、山県市の茶畑除草作業、郡上市の稲刈り作業など活動実績もあり、

参加者は自然豊かな農村で、現地の人と農業を通して交流しながら様々な活動を体験されてみえます。参加者が活動する受入れ農地につきましては、条件があるものの、県内の様々な地域を対象とし県が募集を行っているため、今後は、このような取組事業に賛同される土地所有者からの相談等があれば、県につなげてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

根尾地域に根差した品目を地域の住民の方々と一緒に、地域の活性化のために、今後も引き続き支援をよろしく願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきますが、来年2024年2月1日、本巢市合併20周年を迎えるに当たって、コロナのために子どもたちや大人たちの地域交流ができなくなり、昔から引き継がれてきた伝統行事が若者に引き継がれなくなっていく中で、本巢市のすばらしさを市民が主体となって継承するために、1項目め、合併20周年記念事業の検討状況は。御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、本市は、令和6年2月1日に平成16年の合併から20周年を迎えます。そこで、この20周年という節目の年を迎えるに当たり、オール本巢で20周年を祝い、未来へ確かな一歩とするための計画として、本年1月に本巢市市制20周年記念事業の基本構想を策定しております。

基本構想では、「私がたのしむ未来を“想像”し、暮らす喜びをみんなで“創造”しよう」を基本コンセプトとして、本市の魅力を効果的に発信し、本市に関わる全ての人の暮らす喜びを創出するよう、様々な事業を「本巢市市制20周年記念事業」と冠を付し、展開していくことを計画しております。

事業期間につきましては、昨日の臼井議員に御答弁させていただきましたが、令和5年4月1日から令和6年1月31日までを市制20周年イベント期間として地域イベントなどを実施するとともに、広報・啓発を兼ね、様々な周知イベントを展開してまいります。

また、合併から20周年に当たる令和6年2月1日を起点として、令和7年3月末までを市制20周年記念イベント事業期間としましてイベント等を実施してまいります。この20周年を迎えるに当たり、2月1日からの記念式典などにつきましては次の6つの事業を計画しており、1つ目といたしましては、記念式典の開催でございます。市制20周年をオール本巢で祝い、本市の魅力を再発見するとともに、未来に向けた郷土愛を育む場とする式典を行います。

2つ目に、記念イベントの開催でございますが、市民の一体感の醸成を図りつつ、20周年記念に

ふさわしい未来に向けたイベントの開催を検討してまいります。また、これとは別に公開番組等の招致も計画し、市民の思い出に残る番組収録を行うことを検討しているところでございます。

3つ目には、令和6年2月から令和7年度末までの期間に実施される既存の市の主催事業を20周年記念の冠を付す事業として位置づけ、20周年が感じられる内容として実施してまいります。

4つ目に、広報・啓発事業といたしまして、20周年にふさわしいロゴマークを作成し、印刷物や啓発物に掲載します。また、プロモーション動画の作成及び広報もとす記念特集の企画やPRグッズの製作なども検討しているところでございます。

5つ目に、市民団体等からの記念事業への提案を募集し、基本コンセプトに合致すると認められ、かつ提案団体が当該事業を実施する場合について、事業経費を支援する市民発案事業を検討しております。

最後に、6つ目といたしまして、市民、企業、団体等が実施する様々な事業と連携し、20周年記念事業の冠をつけることや、市協賛名義、ロゴマークの提供などを行う連携・協賛事業を検討してまいります。

これら20周年記念事業を通じて市民の皆様への一体感の醸成を図ることはもちろん、ここ数年、コロナ対策のため中止等をせざるを得なかったイベントなどの各種催事に代わる交流の場としての機能も確保しつつ、進めてまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

まずは、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの市制20周年プレイベント期間として地域イベントなどを実施して、令和6年2月1日を起点として令和7年3月までを市制20周年記念期間を通して、地域の子どもたちや大人たちの交流の場として、地域の活性化のために今後もよろしくお願いいたします。

2項目め、地元民間団体等共催事業の対応状況は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、市制20周年記念事業は、令和5年、本年1月に策定しました本市の市制20周年記念事業基本構想に基づきまして、市民、企業、団体等が実施する様々な事業と連携してまいります。20周年記念事業の冠づけや市協賛名義、ロゴマークの提供などを行い、各種事業を応援する連携・協賛事業の検討をしてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございます。

本巢市制20周年記念事業基本構想に基づき、市民、企業、団体等が実施する様々な事業を連携し、各種事業を応援する連携・協賛事業の検討をよろしくお願いいたします。

3項目め、合併20周年に向けての今後の対策と予定は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高橋企画部長に求めます。

高橋部長。

○企画部長（高橋 誠君）

それでは、お答えさせていただきます。

これまでの御質問でもお答えしましたとおり、市制20周年に向けた取組、また市制20周年記念事業につきましては、さらなる市民の一体感の醸成を目的に着実に進めてまいりたいと考えております。新年度となる令和5年4月1日から令和6年1月31日までの期間を市制20周年プレイベント期間として、オール本巢による20周年への機運の盛り上げを図るため、既存の市主催事業を20周年記念の冠事業として位置づけ、20周年が感じられる内容として各種イベント等を開催してまいります。

また、広報・啓発事業としましてロゴマークを作成し、各種印刷物や啓発物に掲載もしてまいりたいと考えております。加えまして、ポスターやのぼり旗等を作成し、多様な周知・啓発も行ってまいります。また、市ホームページや市公式SNS等の各種PRツールを活用しまして、市制20周年に関する情報発信を行いまして、20周年を市民の皆様と共有してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

本巢市民のさらなる一体感の醸成を目的に、これからもよろしくお願いいたします。

3つ目の質問をさせていただきますが、住民参加の効果的な推進など、本巢市の活性化に向けた今後の予定について。

演劇、吹奏楽、美術作品などを発表する文化の祭典「国民文化祭」が、岐阜県では1999年に行われ、来年2024年に2度目の国民文化祭が岐阜県で行われる中、本巢市では文化ホールで真桑文楽が行われます。25年ぶりに本巢市で行われる国民文化祭を踏まえて、本巢市を活性化するために、1項目め、国民文化祭の検討状況は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、お答えさせていただきます。

国民文化祭は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典であるとともに、伝統芸能や文学、音楽、美術などの各種芸術、食文化などの生活文化などの活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供し、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与するものと言われております。

岐阜県では、令和6年度に、10月から11月にかけて「清流の国ぎふ」文化祭2024として第39回国民文化祭の開催が予定されています。岐阜県における国民文化祭は、100を超える県主催事業と各圏域において開催される市町村実行委員会主催事業とがあり、これまで発掘し磨き上げてきた地域資源の魅力や特色を生かした事業を地域文化発信事業と、それから全国規模の文化団体等による各種文化活動を発表、共演、交流する全国文化交流事業とに位置づけて計画されています。

その中で、本巣市においては、市を代表する伝統芸能である真桑人形浄瑠璃の上演や、中学生で組織する真桑文楽同好会による上演もできればと考えております。さらに、本巣市での全国文化交流事業として、岐阜県マンドリン協会から市民文化ホールでの開催希望があることから、県の要請により、（仮称）ギター・マンドリンの祭典といった計画もされているところでございます。

今後は、本市の実行委員会を令和5年度に立ち上げ、真桑文楽保存会をはじめとする関係者の御協力により、魅力的な事業となるよう開催に向けた準備を進めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

タカハシ孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

2項目め、小学校・中学校で地域のよいところを学び、地域と協力し合って後継者を育成させ、本巣市を活性化するための今後の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

先ほど「片岡」というところを「タカハシ」と言ったということで、大変御無礼しました。訂正をさせていただきます。

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、後継者の育成についてお答えさせていただきます。

市内の各小・中学校区には、昔から伝わる伝統文化が幾つかあります。その地域の伝統文化を子

どもたちが知り、体験することを通して伝統芸能のよさを知り、大切にしていこうとする心情を育み、自分が住むふるさとに愛着を持つことにつながり、そのことが地域への活性化にもつながります。そのために、地域の方にも協力していただき、様々な取組を行っています。

真桑小学校や真正中学校では、真桑文楽に親しみ、伝統を感じることができるよう文楽の学習や真桑文楽同好会としての活動を行い、文楽保存会の方に御協力いただき、文楽の伝統文化に親しみ、公演も行ってきました。令和4年度は、弾正小学校の4年生も真桑文楽の学習を行いました。外山小学校や席田小学校では雅楽を行っており、毎年地域の方の指導を受け練習し、発表してきました。

このように、各地域において、その地域で行われている伝統文化や行事を学び体験する機会を設けていくことを通じて、それぞれの学校や地域の子どもに伝統を大切にする心を育み、将来の後継者となるような契機にしていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

3項目め、子どもたちと市民と連携しながら、本巣市民が主体的に立って本巣市を活性化するための令和7年度以降の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を青山教育委員会事務局長に求めます。

青山局長。

○教育委員会事務局長（青山英治君）

それでは、お答えさせていただきます。

将来の本巣市を担う子どもたちには、自ら求め、考え、主体的に活動する生きる主体者となって自らの足で歩いていくことを願っています。そのためには、行政主導の与えられたことを行うのではなく、様々な機会を通して子どもたちが自ら求めて学んだり、活動や体験したりする活動を位置づけることが大切です。

その一つとして、令和6年度開催の国民文化祭を引き継ぎ、令和7年度以降も、自らやってみたい、伝統文化を引き継いでいきたい、広めていきたいと主体的に考える子、自ら行動する子どもたちを育てていく後継者の育成に取り組んでいきたいと考えております。

今後とも、市民の方々と連携しながら、生きる主体者となる子どもたちを育成するために様々な方策を模索していきます。

〔4番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

片岡孝一君。

○4番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

1つ目の質問でさせていただいた来年度の4つの地域のイベント、2つ目の質問でさせていただいた合併20周年のイベント、3つ目の質問でさせていただいた国民文化祭、ホップ・ステップ・ジャンプ、3つの段階を踏みながら大きく成長できるこの機会を生かして、今後も子どもたちと市民と連携しながら、本巢市民が主体的に立って本巢市を活性化させるために御協力をよろしく願いたします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

これで暫時休憩します。

4人の方、質問していただきましたけど、ちょっとハードであったということもありまして、ちょっと休憩時間を取りまして、午後1時から再開をいたします。

午前11時34分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、5番 高橋時男君の発言を許します。

高橋君。

○5番（高橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

私为本日の最後の登壇者です。あと少しだけ、皆様、御辛抱よろしく願いたします。

本日も登壇時間がなかなか読めない中を大勢の方々に応援に来ていただいておりますので、頑張って質問させていただきたいと思ます。

今回、私は、農地・農業ということをテーマに、3つの質問をさせていただきます。よろしく願いたします。

1つ目の質問は、本市の農業の現状と課題についてです。

本市では、恵まれた自然条件を生かし、水稻はじめタマネギ、イチゴ、トマト等の野菜、柿や梨などの果樹など様々な農業経営が行われており、特に富有柿は本市の特産品であり、全国でも有数の生産量となっています。

しかし、近年、毎年のように至るところで柿の木が根本から伐採されている園をよく目にいたします。また、雑草が生い茂り管理が行き届いていない農地も年々多くなってきたなあと感じています。

特に本市の特産品である柿については、私も柿生産者の一人ですが、剪定、間伐、粗皮削り、数多い消毒の作業、重労働の収穫等を思いますと、伐採された光景を見てもついつい納得ができてし

まうのですが、その一方で、このままだと本市のブランド柿である富有柿が近い将来、本当になくなってしまわないか、本市の主要な産業である農業が衰退の一途をたどっていつてしまうのではないかと懸念し、今回、質問させていただきます。

それでは1点目の質問をさせていただきます。

本市の農業従事者の現状及び離農される農家の現状についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それでは、農業従事者の現状、また離農される農家の現状についてお答えします。

農業従事者の現状につきましては、国が実施する農林業センサスの最新の数値によりますと、本市の総農家戸数は1,390戸で、うち経営耕地面積30アール未満かつ農産物販売金額50万円未満である自給的農家は567戸、経営耕地面積30アール以上または農産物販売金額50万円以上である販売農家は823戸となっております。

農業従事者の中には、年間総労働時間が1,600時間から2,000時間、年間所得を400万円から500万円を目標とした認定農業者が56人、新たに農業の取組を行う新規就農者については6人で、令和5年2月現在、合計62人の方を担い手農家として市は位置づけている状況でございます。

一方、離農される農業者については、本年度に何らかの事情で農地中間管理機構に貸付けを申込みされた農地は265件で33ヘクタールございますが、前年度と比較し、件数で9件、面積で3ヘクタール程度増加していることから、離農される農家が増えているのが現状でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

本市においても、全国的な傾向と同様に、離農される農家が増加しているということが分かりました。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

耕作放棄地の現状についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

耕作放棄地の現状についてお答えします。

本市の耕作放棄地の現状につきましては、農業委員会の調査によると、令和4年度において、い

わゆる耕作がされていない遊休農地は10.6ヘクタールあり、そのうち9.1ヘクタールが再生可能な農地であります。

再生可能な農地につきましては、農地中間管理機構を介し、地域の担い手等に耕作をお願いすることで農地の有効活用に努めているところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

ただいま遊休農地は10.6ヘクタール、うち9.1ヘクタールが再生可能な農地との答弁をいただきましたけれども、裏返せば、残りの1.5ヘクタールの農地については、耕作再開に整地や障害物除去といった再生作業が必要な農地、つまり荒廃農地と言えるのではないかと思います。

荒廃農地は、雑草の繁茂による病害虫の発生、用排水施設の管理の支障、さらに本市北部の山間部ではイノシシや猿などの野生動物の餌場となり、人間と野生動物との距離が縮まり、周囲の農産物被害の原因となったり、廃棄物の不法投棄など景観を損なうことになるなどの影響が考えられます。したがって、今後、これ以上、耕作放棄地を増やさない対策が必要ではないかと考えます。

そこで3点目の質問をさせていただきます。

耕作放棄地をなくすための対策についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

耕作放棄地対策といたしましては、現在、農業委員会が中心となり、耕作放棄地をはじめ、担い手に集積が可能と思われる農地の所有者に対し、今後における耕作予定、貸付希望等の意向を確認するための農地利用意向調査を実施しており、貸付意向のある農地につきましては、農地中間管理機構を介し、地域の担い手に集積・集約を進めているところでございます。

また、耕作放棄地を抑制する対策として、雑草等が繁茂した状態となっている農地につきましては、農地の所有者に適正な管理を指導するとともに、貸付希望がある方の相談に応じるなどの対策を行っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

農業委員会の農地利用意向調査実施による意向調査や担い手に集積・集約を進めているとの答弁でございましたが、ぜひとも耕作放棄地の発生防止・抑制に注力いただきますようお願いをいたします。

今、本巢市だけでなく、日本の農業界にとり、とても大きな、そして非常に重い問題として、担い手不足がございます。この問題は今に始まったことではありませんが、農業の高齢化が叫ばれています。高齢と言われる農家の労働の現状として、ある統計によれば、70代の方がいる農家では、全体の7割が農作業を全て自分が中心となって切り盛りしているとあります。また、兼業農家の多くは、会社に勤めながら圃場管理をされておられます。そのため、田んぼの水回り見をしたり、あるいは週末には草刈りをしなければならないという状況です。とにかく農家は、自然との闘いが常であり、高齢化した農家は現状を維持することすらままならない状況にあります。その上、本市北部の作業効率の悪い農地がある山間地域においては、南部に比べてさらに課題が山積みしているのではないかと思料いたします。

安定した農業基盤を守るためには、やはりその担い手を増やし、後継者を育てていくことが重要ではないかと考えます。

そこで4点目の質問をさせていただきます。

担い手不足の要因と、その対策についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

担い手不足の要因と対策についてお答えします。

本市の担い手につきましては、本巢トンネル以南の本巢市南部においては、水稻を中心とした担い手が比較的多数おりますが、本巢トンネル以北の本巢市北部につきましては、農業従事者の高齢化や後継者の減少に加え、獣害被害や圃場条件が悪い営農環境であることが担い手不足の要因となっていると考えられます。

このため、本巢市北部につきましては、国や県の補助事業である中山間地域担い手育成支援事業を活用した機械購入補助、鳥獣被害対策事業を活用した柵の設置、圃場整備事業などを活用しながら担い手の育成及び集落営農を推進していくとともに、本巢市南部の担い手農家に農地を借り受けていただくなど、対策を今後も継続して実施してまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

本市南部の担い手農家が本市北部の農地を借り受けることは、トラクター等農機具の運搬を鑑み

ますとなかなか難しいのではないかとと思いますが、引き続き担い手の確保に御尽力いただきますようお願いをいたします。

私は、離農された方というのは、農地のほか、ハウス、農機具や農業資材、農機具小屋等は不要となります。また、離農者の中には、重労働はできないものの、軽作業、あるいは短時間ならまだまだ作業ができるという方もおられると思います。

一方、新規就農者にとっては、農地は無論のこと、農機具や農機具小屋、農業資材、人手は必要不可欠なものとなります。しかし、農地のほか、農機具の購入やハウス、農機具小屋の建設には大金が必要となり、人の手配についても大変苦慮いたします。

確かに農地については、農地バンク制度があります。しかし、農機具、農機具小屋、人の手配までの対応はありません。実際に、福島県のある自治体では農機具等マッチング事業を行っています。このマッチング事業は、これから農機具や施設の売却、または廃棄を検討している方から、その農機具を必要としている農業者へ有償・無償を問わずに譲り渡すというもので、リサイクルできる仕組みをつくることで、農家の農業コストと資材の有効活用を目的に、持続的な農業振興と里山景観の保全を保っています。

この取組は、持続可能な開発目標であるSDGsの12番目の「つくる責任、つかう責任」にもつながります。ひいては行政が離農者と新規就農者とをマッチングすることで、離農者、新規就農者双方の問題が解決でき、また、最終的には新規就農を考える方も増えてくるのではないかと考えます。

そこで5点目の質問をさせていただきます。

離農者と新規就農者とのマッチングについてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

本市の新規就農者については、令和5年2月現在、6名が認定を受け、イチゴや路地野菜といった作物で営農を開始されております。新しく就農される方は、営農に必要な農地や施設の確保について、皆さん大変苦慮されているとお聞きしております。新規就農者の方、まずはぎふ農協や知人等からの紹介で農地や施設を確保される方も見えますが、それでも確保できなかった方は、市などへ相談される場合があります。

そのため、市といたしましては、そのような相談があった場合、離農者とのマッチングを進めるために、県、ぎふ農協、ぎふアグリチャレンジ支援センターなどの関係機関と連携し、農地につきましては農地中間管理機構に新規就農者の希望に合った農地がないかを確認し、農地の確保に努めております。

また、ハウス等の施設、農機具のあっせんについては、今のところ市には相談はございませんが、

相談があった場合には、関係機関と連携し、市内の状況を確認し、ぎふアグリチャレンジ支援センターから近隣市町の情報提供を受け、マッチングができないかを検討していく予定です。

いずれにしましても、新規で就農したい方の負担軽減ができるよう、市や農協、関係団体と一体となって支援していきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

私は、農業を継続していくためには、再生可能な農業所得の確保と、地域農業の担い手となる新規就農者の確保、育成が喫緊の課題ではないかと認識しております。特に新規就農者の担い手の確保は最重要課題であると考えております。ぜひとも新規就農者を輩出、バックアップしていけるような体制づくりを確立していただきますことをお願いいたしまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、農業の将来を見据えた地域計画の作成についてです。

我が国では、人口減少や高齢化が進み、農業者が減り続け、耕作されない農地が増え続けています。5年後、10年後、後継者のいない農業者が農業を辞めるとき、その農地を誰かに耕作し続けてもらい、地域農業を何としても守らなければならないとの思いは、私のその農業者の一人ですが、地域の農業関係者に共通する願いだと思います。

国は、平成24年から、人・農地プランの策定を市町村に求めてきました。人・農地プランとは、地域の農業者が話合いに基づき、地域農業を担う中心経営体を明らかにし、地域農業の将来の在り方を示すものです。

人・農地プランでは、高齢化などで耕作できなくなる農地を担い手に集積することにしていきます。その農地の集積を促進するため、平成26年には農地中間管理機構、俗に言う農地バンクを発足させ、地域内に分散する農地を借り受け、まとまった形で担い手に再配分する事業を実施しており、その活動があつてか、担い手への農地利用集積面積は年々増加しています。

人・農地プランの取組は多くの市町村で進められていますが、中には地域の話合いが不十分な自治体もあるため、真に地域の話合いに基づくプランとするため、令和元年からアンケートの実施により実質化を働きかけてきましたが、令和4年5月、農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律が成立し、将来の地域農業の在り方を明確にする人・農地プランを法定化し、市町村には令和7年3月末までに、10年後の農地の姿を1筆ごとに利用者を明確化する目標地図、そしてその目標地図を基にした地域計画の策定が求められることとなりました。

そこで1点目の質問をさせていただきます。

地域計画の内容、策定までの流れをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

地域計画の内容、策定までの流れについてお答えします。

地域計画とは、農地の受け手を確保し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化など、農地利用の最適化を進めることを目的として、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、地域農業の将来を築く計画の策定を法律により規定したものです。

この計画には、将来に向けた農地の集積・集約の目標地区の策定が必要であることから、現況の農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農業委員会が目標地区の素案を作成します。

地域計画については、その目標地区を基に、農業委員や認定農業者などから構成された組織により協議し作成された地域農業の在り方を示す人・農地プランなどを含めた既存の計画を活用し、市が策定します。

策定期間は、法律施行日から2年間となっておりますので、令和6年度の策定に向け、取組を進めております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

日にちがあるようで、あまりないと思いますので、スケジュール管理の下、対応のほうをよろしくお願いいたします。

次に2点目の質問をさせていただきます。

地域計画の準備についてですが、市内の全地域が一斉にやるのか、それとも、モデル地区等を設定し、順次、他地区にエリアを広めながら最終的に全地域をやっていくのかについてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

本市の地域計画の準備につきましては、現在、根尾、本巢北部、本巢南部、糸貫、真正と市内を5地域に分け、農業委員や認定農業者をはじめとする地域農業者の話合いの下、将来における地域農業の在り方などを示した人・農地プランを既に作成しており、これらを基本に、5地域の実情に応じた地域計画、目標地区の策定に向け、準備を進めているところです。

したがって、本市としましては、モデル地区の設定をするのではなく、既存の人・農地プラ

ンを参考に目標地図を策定し、それを踏まえて地域計画を策定してまいります。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

では次に、3点目の質問をさせていただきます。

地域計画策定の推進体制の構成についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

地域計画の策定の推進体制の構成についてお答えします。

さきの質問でもお答えさせていただきましたが、策定の推進体制の構成は、目標地図につきましては、農業委員会がぎふ農協、土地改良区等の関係機関から情報提供や意見聴取を行いながら、農地の集約化を図る観点により目標地図の素案を作成します。

また、地域計画につきましては、認定農業者等の担い手や集落の代表者、農地所有者の代表者などから既存の人・農地プランと照らし合わせ、意見聴取を行うために協議の場を設け、最終的に市が策定していきます。

なお、計画の推進につきましては、市、農業委員会、地域の担い手が一体となって推進していきます。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

目標地図の作成及び地域計画の策定には多くの方々に関係してまいりますので、情報の共有化等を図るなど連携を密に推進のほう、よろしく願いいたします。

次に、4点目の質問をさせていただきます。

本市の現在の担い手への農地集積割合はどうなっているのかをお尋ねいたします。岐阜県平均と比較してお答えいただけましたら幸いです。よろしく願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

岐阜県における担い手の農地利用集積状況調査の最新の結果によりますと、県平均の農地集積割合は39.3%となっております。

一方、本市の集積割合は現時点で34.7%となっており、県と比較し4%ほど下回っております。

地域別に見ると、本巣市南部の集積率は42.2%と県と比較しても大きく上回る数値であり、担い手への集積は進んでいる地域と推測します。

本巣市北部につきましては10.7%と県よりも下回る数値であることから、北部においては担い手不足の影響もあり、南部ほど集積が進んでいない状況となっております。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

本市南部の集積割合は42.2%と県平均39.3%を上回っているものの、本市北部については10.7%と県平均を大幅に下回っているということが分かりました。

農地の集積化推進については、私自身にも言えることですが、まずはふだんから家族の中で農地のこと、後継者のことについて話し合うことから始まるのではないかと考えています。そして、少しでも効率的に作業ができるように、農地の交換も含めて耕作農地をまとめること、集約化を考えてもらうよう農業者に周知していくことが必要ではないかと考えます。

私は現在、先祖代々受け継いできた農地で耕作をしておりますが、農地は自宅を中心に四方八方に分散しており、とても非効率な状況の中で農業を営んでおります。頭では理解しているつもりでも、実際に先祖の土地を換地し集積化すると、いろいろな思いがあり、なかなかすんなり返事はできないなあという思いでおりますが、本市の持続的な農業ということを考えますと、その考えを改める時期に来ているのかもしれない。

そこで5点目の質問をさせていただきます。

地域計画達成のため、農地の集積化推進の具体的施策についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

農地の集積化推進の具体的施策については、現在策定されている10年後の地域農業であるべき姿を示した人・農地プラン、地域の担い手等で構成されたマッチング会議、農業委員会による農地利用意向調査により農地の集積・集約化を行っております。

今回新たに作成する地域計画につきましても、さらに農地の集積・集約化を加速させるため、地

域ごとに抱える問題についても引き続き取り組んでまいります。

本巢市北部におきましては、土地改良が進んでいない地域も存在するため、担い手の規模拡大の妨げにならないよう、圃場整備事業を推進することに加え、獣害被害の多い地域であるため、農業者の生産意欲を持続させるためにも獣害対策を継続して実施してまいります。

また、本巢市南部におきましては、増加する離農者の農地の受皿として、担い手の経営規模拡大を支援するための農業機械購入時の負担軽減措置として、機械補助事業や融資事業などの支援を今後も実施してまいります。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

ここで再質問をさせていただきます。

実際に集約化をしていくとなると経営基盤整備というものが必要となってくると思います。それには莫大な費用が発生すると思うのですが、これらの費用については県や国からの補助等はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの再質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

地域の農地を守るため、基盤整備、圃場整備等につきましては、県営経営体育成基盤整備事業や団体営基盤整備促進事業等の補助事業、補助金等がございます。

現在、木知原地区におきましては、この県営経営体育成基盤整備事業を活用し、圃場整備を行い、整備後は地域の担い手に集積が可能となるよう整備を進めているところでございます。

本巢市北部の中山間地域におきましては、まだ圃場整備がされていない農地も多くあります。事業を進めていく上で様々な条件等もございますが、この木知原地区のように活用可能な補助事業がございます。しかし、本巢市南部の圃場整備についてはおおむね終了しております。収益しやすい圃場となっているのではと考えております。

今後はこの事業を進める上で県と相談・協議を行いながら、活用可能な補助事業がございましたら有効に活用して行ってまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

この地域計画の策定は期限も定められており、本当に大変な作業であると思いますが、本市の農業を維持・発展させていくための重要な作業でもあります。今後、地域ごとに異なるいろいろな問題が浮き彫りになってくると思います。確かに最終的な目標は地域計画を作成することにあります。作業を進めていく中で、農業関係者が抱える悩みや相談事等にも耳を傾け、その問題解決にも御尽力いただきますことをお願いいたしまして、3つ目の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問は、農福連携の取組についてです。

近年、農業従事者の高齢化や減少が進む農業分野と、障がいのある方の働く場を求める福祉分野を結びつけた農福連携の取組が全国各地で広がっています。農業は日中屋外で体を使って働くため、健康増進にもつながり、心身によい影響を与えられます。その一方で、農業は担い手の高齢化に伴う労働力の不足、先ほどからお話しております耕作放棄地の増加などが拡大しています。

また、障がいのある方は就労の機会になかなか巡り会えない、巡り会えたとしても賃金が低いといった問題に悩まされています。

こうしたお互いの課題を解決しようとする農業と福祉の連携、いわゆる農福連携の取組ですが、厚生労働省は、農業分野で働く障がいのある方を支援するため、令和4年度予算において農福連携による障がいのある方の就農促進事業に3億4,000万円を計上し、障がいのある方の職域拡大や収入拡大を図るとともに、農業の担い手不足解消につなげるため、障がい者就労施設への農業の専門家派遣による農業技術に係る指導や助言、6次産業化への支援、農業に取り組む障がい者就労施設による農産物や加工品のマルシェ、販売会の支援を実施しています。

また、農林水産省においても農福連携政策の予算化がされるなど、厚生労働省と農林水産省が連携してこの支援に力を入れています。

また、岐阜県においても、平成31年に県の就農支援窓口、ぎふアグリチャレンジ支援センター内に農福連携推進室が設置され、農福連携の拡大と定着を図る取組がスタートしております。

令和3年9月には現在の岐阜県の古田知事が農福連携全国都道府県ネットワークの会長に就任されており、県は昨年春に令和7年度までの4年間のぎふ農福連携アクションプランが策定され、農福連携の認知度向上、農業指導者の人材育成、マッチングの強化、障がいのある方が働きやすい環境の整備などを部局横断的に推進していくことが明記されております。

その表れとして、岐阜県の令和5年度一般会計当初予算案において、新たな事業として、ぎふ農福連携アクションプランの推進と称し4,068万8,000円が計上されております。具体的には、農福連携を応援するネットワークの構築、農業参入する福祉事務所の機械等の導入の支援、農業者と福祉事務所とのマッチング等農福連携の普及・拡大を推進するとあります。

今回、私はこのような県や国の補助事業を活用しながら、ぜひとも本市においても農福連携に積極的に取り組んでいてもらいたいという強い思いから、今回質問させていただきます。

前置きが大変長くなりましたが、まずは障がいのある方の就労について確認をさせていただきたく、1点目の質問をさせていただきます。

障がい福祉サービスの中で、障がいのある方の就労支援について、こういった支援がなされているのか、事業内容も含めお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それでは、障がいのある方の就労支援、そして事業内容についてお答えをいたします。

障がいのある方が就労を希望される場合は、障害者総合支援法に基づく就労系障がい福祉サービスである就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の4種類のサービスを提供しております。

まず就労移行支援では、一般企業に就労することを希望する障がい者が就労に向けたトレーニングを行い、働くために必要な知識やスキルを習得し、就職後も職場に定着できるようサポートを行います。

次に、就労定着支援では、一般企業に新たに雇用された障がい者に対し、雇用に伴い生じる日常生活、または社会生活を営む上での様々な問題に関する相談・指導・助言等の必要な支援を行います。

次に、就労継続支援では、一般企業への雇用が困難である障がい者に対し、就労機会の提供と生産活動の機会の提供を行い、雇用契約を結ぶ就労継続支援A型と、雇用契約を結ばない就労継続支援B型がございます。

なお、本市におきましても、現在、基幹相談支援センターを中心に、障がい者に寄り添う形で就労系障がい福祉サービスを提供し、就労に関する様々な情報の共有や支援を進めているところでございますが、今後も障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、就労支援をはじめとする総合的かつ専門的な支援体制の強化を図っているところでございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございました。

それでは2点目の質問をさせていただきます。

本市の障がいのある方の就労施設数と、そこで働いておられる就労人数をお伺いいたします。

また、施設の中に農業の取組をしている施設はありますか、併せてお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を小椋健康福祉部長に求めます。

小椋部長。

○健康福祉部長（小椋真二君）

それではお答えをいたします。

本市における障がい者の就労支援事業所の数につきましては、岐阜県が公表しております指定障がい福祉サービス事業者のデータによりますと、一般企業に就労することを希望する障がい者が利用する就労移行支援や就労定着支援の事業所はございませんが、一般企業で働くことが困難である雇用契約に基づく就労が可能である障がい者が利用する就労継続支援A型の事業所につきましては2事業所、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者が利用する就労継続支援B型の事業所につきましては8事業所があり、そのうち1つの事業所は現在休止中となっておりますが、合計10の事業所が市内にあります。

次に、本市に居住する障がい者の就労人数につきましては、就労移行支援では2人、就労継続支援A型では36人、就労継続支援B型では99人、合計137人が就労している状況にあります。

また、市内で農業の取組をしている就労支援施設の数につきましては、就労継続支援A型が1事業所、就労継続支援B型が2事業所あり、合計3事業所の就労継続支援の事業所におきまして、果物栽培のお手伝いや野菜などの袋詰め作業を行っていると同っているところでございます。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

障がいのある方は一般の方に比べて就業率が低く、就業継続支援A型及びB型事業制度の賃金が少ないという課題があります。働きたくてもなかなか見つからない、賃金も毎年上昇はしているものの、厚生労働省の統計資料によれば、令和3年度の平均月額工賃は、就業継続支援A型事業所は8万1,645円、就業継続支援B型事業所においては1万6,507円で、これに障がいのある方に支給される障害年金を加えても、なお生活していくには苦しい現状があります。

次に、農業の問題についてですが、1つ目の質問で御確認をさせていただきましたとおり、本市の農業は全国的な傾向と同様、農業従事者の高齢化等の理由により離農者が増加している現状であります。

農福連携とは、障がいのある方が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組であります。私は、農福連携に取り組むことで障がいのある方の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性があると考えています。

そこで3点目の質問をさせていただきます。

農福連携を推進していくことは、今後の本市の農業分野にどう影響していくと考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

農福連携につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、岐阜県では令和4年4月にぎふ農福連携アクションプランを策定し、農福連携の理解促進と認知度向上、農福連携を支える人材育成、農業と福祉のニーズをつなぐマッチング強化、障がい者等が働きやすい環境整備、ブランド力向上と販路拡大を今後の重点取組として掲げており、障がい者が農業分野で活躍することを通じ、自身の生きがいを持って社会参画を実現していくための取組を進めております。

農業の作業は種類も多く、作業の内容も異なることから、障がい者1人が全ての農作業をすることは困難などの課題もあります。しかしながら、本市の農業分野においては、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、障がい者の就労場所を見だし新たな働き手の確保につながるほか、様々な可能性があるものとして考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

市としても、農福連携の推進は農業の新たな働き手の確保につながるとの考えであることが分かりました。

最後に、農園誘致で障がいのある方が生き生きと働ける場を広げている愛知県豊明市の農福連携の取組事例を御紹介させていただきます。

農園の仕組みについては別途資料をつけさせていただいておりますので、御覧いただければと思います。

豊明市は、障がい者雇用を目的とした民間経営の農園を誘致しました。これは、障がい者雇用を法的に義務づけられているものの、なかなか適した職場を提供できない企業と、障がいのある方の就労ニーズを農園就労でマッチングするもので、この仕組みを提供する農園経営企業は、6年間で約550人の障がい者の方に一般就労の場を提供しています。

平成28年11月に約3,000坪の農園がオープンし、ほぼ定員60人の障がいのある方が農園を利用する一般企業に所属し、就労、農園経営企業の働きかけで雇用先である企業は市内外から広く集まり、障がいのある方本人はもとより、その親御さんからも大変喜ばれているとのことでした。

この農園誘致は地域の障がい者雇用の受皿となり、自立へとつながっている農福連携の成功事例ですが、農福連携の取組は幾つかの取組方、方向性はあると思います。地元障がい者の就労機会の拡大、社会参加につながるこの豊明市の取組は、そうした事例でとても参考になるのではないかと考えます。

現在、民間企業が雇用すべき障がい者の割合である法定雇用率は2.3%が義務づけられています。昨年12月の岐阜労働局の発表によれば、県内の民間企業で働く障がい者数は7,297.5人で、前年対比5.33%増加し、過去最高を更新しました。

その一方で、法定雇用率未達成の企業は752社、そのうち1人も障がい者を雇用していない企業は465社との報告がなされています。既に、法定雇用率が令和6年4月に2.5%、令和8年7月には2.7%に引き上がることが決定していることも踏まえまして、最後、4点目の質問をさせていただきます。

本巣市障がい者福祉計画の基本理念でもある、心がかよいいい、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるべく、本市でも障がい雇用率を目的とした豊明市のような民間経営の農園を誘致してはどうかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を高木産業建設部長に求めます。

高木部長。

○産業建設部長（高木孝人君）

それではお答えします。

現在、本市におきましては、障がい者が農業研修を通じて農業技術や農業のやりがいを感じてもらい、地域で活躍する人材育成を目的として活動するぎふ農協の子会社である株式会社JAぎふはっぴいまるけに協力し、農地中間管理機構を介し、農地のあっせんを行っているところです。

令和5年2月現在、市内に7筆、合計9,867平方メートルの農地貸付けを行っております。

市内で貸付けを行った農地におきましては、野菜の栽培のほか、近年では本巣市発祥の飛騨・美濃伝統野菜であるまくわうりの栽培も行われ、令和4年6月にはこのような活動が評価され、朝日新聞に掲載されたところです。

今後におきましても、担い手不足や農地の保全管理に悩む農家と働く意欲のある障がい者を結びつけることで、双方のメリットを生み出すかけ橋となれるよう、障がい者雇用を目的とした民間経営からの進出希望の相談があれば積極的に支援してまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋時男君。

○5番（高橋時男君）

ありがとうございます。

本市は、ぎふ農協の子会社である株式会社はっぴいまるけに農地をあっせんしているとの答弁がありましたが、私は、一人でも多くの障がいのある方々に農業に関心を持ってもらう、土に親しんでもらうため、例えば現在、農業委員会の方々にお世話になっている幼稚園や小学校での農作業体験などに一緒に参加してもらおうというのはいかがでしょうか。将来的には、このような活動が農福連携につながっていくのではないかと考えます。

本市も、まずは農福連携の認知度や理解の向上から取り組んでまいりましょう。ぜひとも行政が農福連携の取組に積極的に身乗り出し、新たな第一歩を踏み出していただくことを強くお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月24日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後1時53分 散会